



息
距
編

七
八

和装本
ハ 7
978
4



門八
號 978
卷 4

三教新集

息距編

七八

明曆三丁酉年當地酒屋町左衛門云者
此者大村。知此者。彼者在仲利左衛門宅
來。密。云。大村鎮。內。即。村。松。原。村。近。方
和。宗。門。余。堂。一。檢。子。催。進。且。長。崎。押。寄。所。大
。又。掛。金。銀。根。米。等。可。拿。取。計。略。其。方。心
。若。者。故。內。意。知。其。間。其。節。町。中。大

新編家系



息 距 編 卷 之 七

事 實 第 二

明曆三丁酉年當地酒屋町ニ利左衛門ト云者アリ此者大村ニ知ル者アリ彼者夜中利左衛門宅ニ來テ密ニ云ルハ大村領ノ内郡村松原村近方ニ邪宗門余黨一揆ヲ催シ近日長崎ニ押寄所々ニ火ヲ掛ケ金銀糧米等可奪取計略アリ其方心安キ者ナル故内意ヲ知シムル間其節町中ニ火ヲ掛ケ味方ノ働ヲナサハ能キ仕合ニ成シメシト私語キケルヲ利左衛門聞届テ隨分一味スベシ

ト許諾レ妻子共ニ申レ付酒食等ヲ與ヘ懇ニ饗
應致サセ其身ハ直ニ酒屋町乙名方ニ行テ右ノ
趣ヲ相達ス乙名即刻御奉行黒川氏ニ訴出ル時
刻ヲ移サズ捕手ノ役人ヲ出サレ彼大村ノ者ヲ
搦捕リ稠シク拷問有シニ邪宗門ノ殘黨數百人
相催スノ次第分明ニ白状ス依テ黒川氏ヨリ大
村因幡守方ニ被仰越彼地村々ニ於テ黨類共數
多搦捕追々長崎ニ被差送委細被遂御穿鑿江府
言上有之依御下知百三十余人充釣列首其外平
戸嶋原佐嘉ニ被相渡都合五百余人刑罰アリ 右

利左衛門ニ為御褒美銀十二貫目下レ玉ハル
志 長崎

萬治三庚子年此々ヒ豊後國白杵竹田杵築鶴崎
諸處ヨリ邪宗門類族ノ男女數多當表ニ差送ラ
ル數年被遂御會議處皆々親類ノ中ニ少々宗門
ノ沙汰ヲ得レ者有之由年久シキ丁ニテ我々ハ
如何ヤウ死存存申シ訣相立無相違趣江府御
窺ノ上御免ニテ皆々本所ニ令歸ラル上
邪宗門御制禁ノ趣慶長元和ノ頃ヨリ年々嚴密
ニ被仰付正道ニ歸誠シ改宗スル者ニハ其寺ヨ

リ宗旨改メ請合證文ヲ出サセ猶又切支丹佛
像ヲ紙ニ繪書テ一人宛ニ踏シメラレ是ヲ踏繪
ト云然ルニ數人ニ踏シムルヲナレハ繪紙破裂
故其後ハ木板ニ彼佛像ヲ彫込ニテ踏シメラレ
是ヲ繪板ト云是モ數年ノ後木板ヲ踏破ル依之
寛文九年當本古川町ニ祐佐ト云鑄物師有之此
者ニ唐銅ニテ彼繪像二十枚令鑄ラレ後年迄是
ヲ用ラレ同上
長崎踏繪之始 三十餘人宛釣川首其外平
元龜天正頃南蠻國天守耶蘇教日本ニ渡リシヨ

リ西肥土民多邪法ニ惑邪心ヲ挾ムニ依毎々嚴
御制禁有リニ處慶長元和頃ニ至尚又別シテ御
制禁ニ相成宗旨改始改宗人々其寺々ヨリ宗旨
改請證文ヲ出サシム其後邪宗門本尊トシ尊信
スル處佛像ヲ紙ニ畫改宗ノ證據ニ是レヲ踏シ
ム是踏繪又踏ト唱フ右繪ハ奉行所ニ有之家老
預リノ處毎年正月四日ヨリ始マリ町役人ヨリ
奉行所ハ願出右繪拜借十枚又ハ十二三枚大町
一日十町小町一日十五六町宛一人每男女老少
共是ヲ踏乙名組頭日行司借家惣代等町役家每

二附添行是ヲ改メ踏畢人別每印取一町每一帳
二認奉行所へ差出在々村々御代官又領主ヨリ
改メ所へ差出在々村々御代官又領主ヨリ
但印形婦人ハ其亭主妻女夫ハ印形ヲ用
右之致來ノ處年々數萬人踏ニ依テ繪破損スル
故後右繪像板ハ彫コニ是ヲ踏ム處又踏破ル是
ヲ繪板ト唱後寛文九年當所本古河町祐佐ト云
鑄物師ニ命シ右畫像銅ニテ二十枚鑄サセ一枚
五六寸四方有一枚每箱ニ入奉行所ニ納メ有之

今是ヲ用ル事舊例ノ如シ

但九州國主城主主人々々ヨリ奉行所迄
使者差出右銅畫借用ノ領内改相濟ム上

相違無之旨御届ノ節返納ス

瓊浦通

延寶元癸丑年五月廿五日譜厄利亞船一艘入津
セリ則通詞ヲ以テ如何様ノ訣ニテ渡來ルヤト
御尋有之彼者共昔年阿蘭陀人同前高賣御免ノ
御朱印頂戴シ數度平戸ニ相渡リシ處其後國用
繁シ四十余年中絶ニ及仍テ其御書ナル由書物
一通持渡レリ則御披見有シニ御朱印ニテハ無

之平戸ニテ取合セシ日本文字ノ書物ナリ先ツ
宗門ノ儀御尋有シニ我々ハ御法度ノ切支丹宗
門曾テ用ヒ不申旨答之然ルニ諸厄利亞人ト阿
蘭陀人兼テ不和ナル由ナリシガ此度阿蘭陀人
訴出ルハ近年諸厄利亞國王ノ方ニホルトガル
國王ノ娘ヲ令嫁故國中ノ者共常ニ南蠻人ノ交
リ親シク有之由訴之
船中頭人名ニセイモンデルホウ
惣人數八十六人
船ノ長サ十九間横三間四尺七寸

深サ三間艦ニテ高サ四間
鐵炮八十三挺 劔三百三十九腰
鎗二十六筋 焰硝三十五桶
石火矢玉六百八十四 小玉五桶
右ノ分滯留中此方ニ取上
其外石火矢十挺船中ニ有之
右ノ趣委細江府言上有之近國大名諸家ヨリモ
人數ヲ差越警固アリ日ヲ經テ江府ヨリ御下知
有之向後渡海永々御停止ノ旨被仰渡七月廿六
日令歸帆ラル但此船糧米等無之由依願荷物ヲ

賣拂七代銀金子ニテ二百六十兩三分銀九匁有
之此内ヨリ百七十二兩三分銀米并諸色代相拂
殘金八十八兩持歸シム長崎志
初慶長五年庚午歲始泉州界浦工阿蘭陀船同時
入津江戸言上處江戸工被召交易御免有之船主
名ハアンジ延寶元癸丑年五月廿五日諸厄利亞
船一艘入津船長十九間人數八十六人乘組也依
之通詞ヲ以テ相糺處先年阿蘭陀人同前高賣御
免節頂戴仕候御朱印持參仕候間前々之通渡
海御免高賣仕度旨願出ニ付持參書物取上奉行

所ニ於テ一覽有之處御朱印ニハ非ス先年平
戸工渡高賣ヲ遂ニ節領主松浦家ヨリ渡置タル
書物也宗旨ノ儀御改ノ所切支丹ハ曾テ不相用
旨申之處其節在留阿蘭陀人訴出言上近來諸厄
利亞國王方工布留都葛兒國王ノ女ヲ嫁セシニ
ヨリ國中人以常ニ南蠻人ノ交ル由申ス最阿蘭
陀諸厄利亞國トハ兼テ不知ノ國成由也右之趣
江戸言上之御下知迄ノ間近國大名ヨリ人
數出サセ警固セシムル内程無江戸ヨリ御下知
有之交易御免無之向後永々日本渡海ノ儀固ク

停止可致旨嚴敷被仰渡七月十六日歸帆ス瓊浦通
延寶元年癸丑五月廿五日エゲレス船長崎へ來
ル宗旨ノ儀被遂吟味候處南蠻人一類ノ者ニテ
無御座候然共近年南蠻國ホルトガル頭ノ娘ヲ
エゲレス頭方へ嫁候故國中ノ者南蠻ノ交モ仕
候併切支丹ニハ格別ニテ阿蘭陀同前ニテ御座
候ト申上右之趣早速江戸へ注進有之近國ニモ
段々相知御用心在之然處エゲレス人訴訟不相
叶同七月廿六日被追歸
守重按スルニ長崎志ニ云先宗門ノ儀御尋有

之ニ我々ハ御法度ノ切支丹宗門ハ曾テ用不
申旨答之然ルニ諳又利亞人ト阿蘭陀人ト兼
テ不和ナル由ナリレカ此度阿蘭陀人訴ッル
ハ近年諳又利亞國主ノ方ニ布留都葛兒國主
ノ娘ヲ令嫁ユヘ國中ノ者トモ常ニ南蠻人ノ
交リ親ク有之由訴之伊祇利須紀畧
諳厄利亞國ハ紅毛國に近き瀟國ニ豊鏡の水
土およそ日本程ノ多あり此國の新高賣ヤク
天正八年庚辰の夏初て平戸に來りて高賣ト是
より毎年渡海する事二十年中慶長五六年来りて

高物利権をくねりて先く南洋をうねりてゆりて一國
主へ相誇り其旨を傳せてみよ本船をべしと平戸乃
領主へ祈るるみその意は任せてとありればはるば又
重なる来り人時の多めあれば法朱平銭の流と致ひ
らば則關東へ此旨おろせたりとされしに望しにまうせぬ
ひて法朱平をぞ捨りりる急ぎは快ひて是を抄へ
りぬされど國主といふおもひんそのちの渡海をさう
もちりしすてけ國の人紅毛より義流くも猛き
風俗を貪るころをく船きよおの境より流るる
渡海を止めし世のいきりひを能く知るる人よと

賞也を祿より絶て来得るなりと一能れれせうはり
時ありと申りぬきい又い可なり幸ひはあふりもやとおもひ
り人延宝元癸丑元年五月五げき浪船一艘長崎の津
へ来りて古乃や高貴ゆりされん事を能く前の法朱
平を抄来れり別刺主岡野氏江府へ達されぬ法朱
平なきて七月泊帆を其の法朱平とて國主の船におさ
めをこれいりれを毫髪も多かへを透るはして抄法朱
平と名取も人も紅毛重人等ありしをさしつりき種類
も近れば紅毛船のうへ又此船をば法朱とされたり
もあしつれり也是も能く又日本に執人残りぬるもやや

一才の有りぬ

長崎夜
語草

延宝三年卯三月五日切支丹者を捕といふ所の青木
遠江守の定より礼問ありしが白状より及び他馬町獄
屋より拷問有小日向

延宝五巳年七月十八日遠江守及び新五右衛門井又
右衛門者本五右衛門山屋鋪に成り先又命有し新五右
衛門を成敗す是の切支丹が首を指ひてひめをいゆ
へ之有人山屋鋪書院の庭に生袈裟衣をきらる太
刀取しもの、子島傳右衛門之角内が屍ハ傳明寺に
埋し新五右衛門の道栄之埋り同上

八年 嚴有公薨

貞享二乙丑年今年長崎小川町宿唐船ヨリ持渡
之内袈有銚ト云書物御制禁邪宗門ノ文句有之
御吟味ノ上書物ハ燒捨ニ成ル一船ノ唐人不殘
積戻渡海御傳止被仰付之長崎

向井元升二代目元成貞享二年唐船持渡書籍中
袈有銚ト云書内御制禁天主耶蘇教ノ有之見
出シ奉行所ヨリ江府一言上ノ處達
上聞御褒美トシテ始テ御切米三十俵二人扶持
被下之以來書籍改役被仰付元成無嗣子文平

ヲ養子トス一年ニメ退身祖父元升適子元壽院
元瑞法印孫元仲ヲ養子トス祖父以來ノ如ク再
相續明和二年元仲退役シ子齋宮父元仲通リ相
續被^{仰付}書内御侍禁天主相續^長良

齋宮後外記ト改ム

^{瓊浦}通

寶永五戊子年十一月九日薩摩ヨリ異人一人送
來ル則永井氏別所氏立會ニテ被遂穿鑿處彼者
イタリヤ國ロウマノ者名ハヨアンバツテイス
々苗字シロウテ宗旨キリスデアニカツトウリ
コト云身ノ長五尺八九寸鼻筋高ク色白ク髮黒

シ日本風俗ノ如ク月代ヲ剃リ當六月頃ヨリ薩
州領屋久嶋ニ居タル由書籍ノ如キ物ハ冊持居
ル日本詞ヲ書タル者ト相見ヘタリ日本詞ト蠻
語取交テ云述ル其訳分明ニ通達シ難シ先ツ其
身切支丹宗門ノ由願ガマシキ事モナク只宗門
ヲ勸メ入様ノ事ノミヲ云出ス食物ハ藥物ト覺
シキ丸藥一ツヲ三十日ニ二度用テ飢ヲ凌シ由
也長崎來着ノ後ハ阿蘭陀人食物ノ如キヲ食ス
段々御僉議ノ趣江府言上有之翌六年丑九月廿
五日御下知ニ依テ彼異人牢輿ニテ檢使兩人下

役四人通詞今村源右衛門外二人町使六人都
合二十六人相添江府へ差遣於江府小日向二前
々ヨリ有之切支丹屋舗ニ差置ル彼異人毎日二
汁五菜ノ御料理被仰付金二十兩五人扶持被下
置扱亦附添ノ人数ハ其翌寅三月長崎ニ歸着ス
長崎志
寶永の頃や羅媽國の使呂宋鴻ふ来り居て彼
地の船小乗て日本薩摩の國夜久の港に着多
一人船よりおろし乗て船のつち行商人志多人を
此一人日本の風俗を似せて月額を判日本の衣

服をきて刀一腰をさし初めハ山中ふくれ居て松
木きり山人又ハ炭焼の翁あどハ日本詞よく食物を
乞てその價ハ金子などともをれむいと物ぎふお
ちい殊ニ實の日本人のさゆみうかりとれハ甚山家
の長ふ昔話に聞傳へぬれば人とも怪しくたもいて終
ニ國主のもとに寄つて使役の士あまふさしきやし
めしとてれて長崎へ送りやせぬ甚人物毛髪はくろ
くして紅毛のこもくに赤うけ眼も紅毛人れさゆみあ
らひかり日本の人とお似し鼻乃をもぐれて高麗を同
しうね是つくりゆるし海國の邪宗の張本にて世界

所々の國の邪宗もあまめぐりあまぐりものなるが
あまぐり有る才におのまゝ日本に本れ得也日本の詞
まてまゝころくみつゝ着る通事と不頼と名日本詞
をさほく書付く横文字此書一冊常に在成るあまぐり
持て是成ひきみて應對せしむる也おそるきる
よあまぐり此異人則長崎より江戸へ送りはらうこれ
獄を入おきて其後の事ハ知人あり日本海邊
の所くまよりいふ用心きききさほくはらう

長崎夜
詔草

伊祇利須

丙子年我寶永三年此國ノ舟羅媽ヲ伴天連五人ヲノ
セエゲレスノ風俗ニナシ咬啣吧へ連渡唐國へ
渡ルベキ巧ミノトコロビ子ラルニ攻出サレ
伽シテ荷蘭本國へ送ル

按スルニ寶永五年我薩摩へ來リシバテレン
ハ此舟ニヨリ來リシナラン
伊祇利須
記畧提要

寶永戊子秋薩州管内多禰海上忽有大船一艘隱
見出没已經數日竟指西去是日鳴中見一人被服
如我俗而語不一曉者州即報長崎尋送到官有司
歷問海商皆莫能曉其辭獨和蘭以謂蓋係邏馬國

人也及 文廟嗣位初降旨長崎起送其人于都下
是歲己丑冬十一月特 命臣美按驗事由美先試
因傳譯咨諏方俗其言侏離似不可辨徐而諦之西
人用東語唯其聲音隨方而轉耳於是美就而問焉
彼於我言有所不解輒出懷中小冊檢閱以答其書
則大西所刻此方寄語也他日乃示之以官庫所藏
和蘭鏤板萬國輿地全圖而其中有未盡釋者使通
事翻之以和蘭語其說靡々可聽也居未幾彼稍熟
我語略無滯礙神領意得如響應而鏡照坐使絕堦
萬里超然遠覽歷々在睂睫間第如其人實係羅馬

教主使者不惟陳訴彼冤求開我禁蓋亦欲為諸蕃
遊說以求貢市也羅馬人也凡教門所稱宗派繫之
于上族姓繫之于下バツテイスル日本紀事也其一
冊子其一曰ヒイタカントルム日本紀事也其一
寄語也采覽異言序
此方教化王不娶專行天主教在羅馬國是已其
官九等學分二十科其官次教化王者有七十二員
所過者其學既通十
六科云采覽異言
寶永五年戊子十二月六日西邸より取りは去
八月大隅國の海崎に蕃夷ありて一人來りて其
言日本江戸長崎ありといふその外ハ其言語きつ

たまるべからにみつから紙上の教團を志すてロウマ
ナンバンロクソソカステイラキリシタンをたさ
いひロウマといひ一時は其身をゆひさやう此事
長崎に留進す阿蘭陀人よりつとふとふロウマと
いふは西洋イタリヤの地名して天主を化の事あ
る所之ロクソソカステイラ等めゆきはいらにとも
心持かくといふ又南京寧波厦門臺灣廣東東
京暹羅等の人は向ふとキリシタンといふは邪教の
名目といふ乃びぬ其餘の事をもつらきゆとやすと
いふやと依下さる義を承りて其人西洋の國々来れる

ハ一定に傳るあむされど其言葉の少くはかかず
とやすはゆきまばとやんかさぬ其故を尋らさる
ゆきまば人の中せしむるを承りて事も傳り
彼地方の人をきかめてよく萬國のことを通し
傳りればむかへナンバンの人我國に来りし初
敷日がれども我國の志とも通しゆきまば其
教をも傳へしとやんかき其法は此國へ行はれし
と年久しく其國の人常に行かぬ又此法は
せしむし時我國の人其教を傳ひしとては彼國
は渡りつらきされしと教多くゆきまばを彼國

の人此土の言葉はよく通じしむるを我國も
もとむる事有りて來るむるの其言葉は通ぜ
ざらむにあらざるもつて其志をもとげしむる
五方し諸言同一かれば其の才や古言今
言ある事より其の傳習し不我國の才
つこの人の言葉を習ひしむるも其の
彼國の人と通せざるも既に百年は通じしむ
今の言葉も同一かぬ事も其のこれるの
たむものしてゆきしむるに其のむるも其
き、わきまぬるのら、阿蘭陀人の中にも猶

んゆらきびロクソンと申すは宋元の代より此方
呂宋などあるせし國も其國より出でし壺を
我國の人を茶を貯ふるに宜しとて呂宋眞壺と
と申す事ハ誰にもありしむるもカステイラと
申すハイタリヤなど申す地は近き國にてむる
其國も作り出せし菓子此土の傳へし物は今
も此土のこれるの事は養ひしむるも其名を
を其地方の人の心得たきと申す事も其の
ゆえと申すも不其謂ありと仰りされしむる
て彼人の法をまらせて刑せしむるはと申す

どし其年も暮て明れば六年己丑の三月十日ハ
國喪の法事ありとそれるの事とぞへ此年も
また暮むとするは十一月の初日にて去年の冬大隅
國に來りといふれり外國の人近き程とて又來り
其事の由を尋問ふべきもの也と依下さらや其年
長崎の奉行に注進の状をもつし出されりこ
れハ彼來りし由の事と詳あらば其うやと事何
りしよと尋て某して尋問しめられんためよめされ
とぞへ我國のこととの事ありははいふも
聞ゆべくおしよる地名人君も其教法の事

よむてハ其方言が多かりべき此法林の嚴ある不
よりて阿蘭陀の國の通事などいふものも於て
いぬとありと聞へたれば此事よむていさためて難
事也此の奉行の許す其言を翻譯のもの
ありぬとおいふる物のありむよハ借し賜ふ
き由を申す其事執政の人よ依下されしハ奉
行の許より書三冊を進む備し下されてこれを
見よ其教法の大要をと見へて其をを譯し
事とありされど其中一二の用は阿たれり物なき
りもあふはかくて彼人こゝにむれりとぞそ同月

の廿二日ニ奉行所にして召對す（きふ及びて前の
も奉りの人々ありて其子を約す（後田備中守
其月巳の時過る（柳澤八郎在り
と云（北ふ奉行の人々出合ひてかれが獲り来りし
物ともを見る我國より新たに製せしきし金錢
ホの物見へくやく法衣也と云もの白布（作き
るを（く）らんふそのころの方より我國の南部より
織出す布の朱印ある者奉りの人々も又も其餘
のものも見せしありたふべくもあはれといふ人等
事と思ひし物々皆見えて長崎奉行差

副てつらばせし通するものどもを召す（大通事今村原在り
（多郎が福在并といふ某彼等もむらひてむらり（ナンバン
此二人の名ハ（アハの長崎ありし時其國の通事ありて其法禁
せられし初にをその人等ありしかどもそれら死せ
し後其學を傳ふるものありきもあはれいん
也法禁の初を何やまりても彼地方のことをもい
しものハ嚴刑をまぬかれずといひ其ことを傳
しものも敢て口分出すへたるもあはれかくて七八十
年をまきぬれば今はその下をよ通せむものあはれ
きありべし五方の語言同一かりぬを考とへて

今長崎の人をして陸奥の方言習しめむとせんば
ぬき多うへんれをさすが我國の内のことをもあれど
かくふ事ハ此よりととおしえらむ又あつては
いふとも遠かりし我萬國北國をえらふイタリヤ阿
蘭陀同く歐羅巴の地ありて相さら事此近地
ハ長崎陸奥あさらの遠地よりあるべさるを
阿蘭陀のことによつて彼地方のことをおしえら
らむ其七八は通ぬべき事にこそされどおち
やけの中さむるより其語を學ぶさるも事を
をしかりてやさむいさかへかふべ今日のみあ日

の事ふ同くかふべこれおちやけの中さるにあらば
某々めふ其まをを通ず極きためあれををとい
彼中さむ事ハおぬおありどもかふべうらおしをか
りおしふ不を以て某々かせ某も又かくがやす
不正く彼中す所の義を合へりとい信し用ひんとも
おしをばさるバかたしをいさる所の僻事ありと
も甚罪もあつて奉行の解しやす所の訛り
多しとも咎めぬふべき事とあつてやす人も承
りぬし答らるかかき午の時をぐる程よかのり
のを召出せり二人して左右をさしをさみれた

をけて庭上ふわり入るゝむつひて拜す坐を命
ドてのち庭上コ設置一榻は法く其願事ハ南面
をさる事ニ天をうりにして榻をまふく奉侍の人ハ榻は迫り
坐一基を坐の上のうりに坐す坐ハ大通りハ榻の上西
跪き稽首古通事二人を榻縁の上東は跪かかとの長途を坐中
コノコありて歩コ榻す獄中よりては坐るをも坐してめし
りこれコよりて人をしてさてさみこすけ一榻はつき一後ハ
寄席の竹一人歩卒ニそのかさえうとうりては坐りて庭の
上ハ跪き居るれり此の共たけ高起り六尺ハハる
ちの後み形これハ同
かコ過ぬべし普通の人ハ其肩をも及むす頭か
ぶろコして髪黒く眼ぬかく鼻高し身ハ茶褐色
あるハ袖袖の綿入をコ我國の袖の扱きこれハ
薩州の國守のあまへしふこといふ肌ハ白き木綿

のひとへある様きたりき つねに時右のまを額
と符字かきし後ありけのり
其説はまゝ見ゆ かくて奉行の人ハ通事して
せし事ありしハ拜して後コこれハ答ふこれハ天
すて不寒くして其衣薄けきは衣あたへし
けすその故ハ其教戒ハ其法を交さる人の抱く
る事あきによれりされと飲食の物此を記ハ其國命
を達せむるとの性命此をめなれば日ハ厚粟を
費さる事國恩を荷ふるを重し いりて衣扱
の扱まで給りて我禁戒にそむくべきを いりて薩
州の國守の拾りし物身にもとのぬきば寒をふせ

ぐふとれり心をこづらえーのふ事有りかゞべと
中切りの事一由之此問對事終りて後入て其を
指して坐をすめらる此日の其他るも及をずた
彼國地方の事あど通事に命じて問えーめて其
いふ所を聞く 其國の國を撰りて其國をさしりてた
つねとふ此國ははま中てとるこれ一而
あれを精しくばといふ奉りてはぬ多國ありと写し一かた
かたねて其國を出さる一とお約しえりき
其問ふ所は答ふる所をきくよかねておまひをかり
しどくにてわつたえーかゞだ但しそのいふ所を我
國畿内山陰西南海道の方言うちまーりて彼地
方の聲者にきく操出しぬきだ正しく其事とおし

ふも疑ぬべき事有りかれまたそのいふところを
こあたの人の聞ゆかたき事もやありとおもひしよ
や必其とを反覆していふ又あやまり傳へー
事もすくふかゞばまーて彼地名人名は限りて其
おは稱するまふいふ一はそれらの事いふもくたづ
ぬきえめて地名人名は成日かつ又通事亦阿蘭陀
の語を学び熟しぬきえ旧習まひかれて彼いふ所の
とくふいひ得かた事とも何れを一人いふ事あり
もありしかくしてお聞くる一時もかりの後まは
某もみつかり問ひし一答へもする事ありて目す

で西の傾き一々を奉行の人こふ又こそ来るへん
れといと多しひすこふて彼人通事よむひて某
こふ来りし事ハ我教を傳へまいうとていうよ此土の
人をも利一世をも満むむといふよありそれよ某が
来りしより人こをもどめて多くの人をこづらむ
此事誠よ本意よありすよ来りしより年を
暮むと一五やた寒く雪も石とあり来りむと
これよありあふ侍を初て人よ日夜のせかひもあ
く某を守り居ぬよを見るよ恐びすかくなり居ぬよ
ハ某も一もまげさる事も何とむかこめよぞらむ

万里の風波を凌ぎ来りしもいふまゝて此土よ来り
て國命を達をむらために此よ祿かひのやよはけあふ
来りぬ此所をさうて又いつき此よにのかれりべ
きこと一又某こ代まげさるとも此國の人よも似ざ
らむもの、いつき此よを一日もよを此事のか
ないゆべすされと傳よよりて守らせぬえむよハ其
守急りぬよへきり能るへらば昼のいつまもらへり
るくハ手か一豆かきをこ入れて獄中よつあき
置れ人こをバ夜を心安くぬゆるきりやふよきよ
中て給る所とていふ奉行の人こも其由我書て

何とれとおもひ—氣色あり—を 某此ものハお
もふとも似ぬつそり 何ものうあといひ—を大
きは恨とおもひ—氣をよすべて人のまをきふ
どの 耻辱ハハのびま—て 女語の事こもてハ 我法
の大戒又ハものを 某事の情を己きま—し—此
かこつあふ—一言のつらりやたる事ハハの殿
ハいうみかさる事をハ 作れそやとやハ今汝のいひ—
ハハ年くき天も寒に—こも有ものよるひるとあ
汝を守り居るが見るも堪ったさふかくハ中あの間
某事よらと答ふされをこそ 某やすあハつらり

よであるあれ彼あう汝を守り奉行の令の命を
重んずぬるが故—又奉行の人ともお目やけの作を
うけて汝を守らさぬひぬきバ汝がいつとも事な
ありむ事をおもひのふが故—衣—衣—すく肌をがむ
事をうれへて衣給—むとのたまふ事度—又およ
ひぬも—今汝がやすあの悔とあ—むにをぞと
う此入このうき—おもひのふをよむむ—や—を
さ—むも—此人このうれ—のふをよむむ—法—のた
め—か—見—ざる—あ—何條—よ—は—の—の
法—の—め—汝—を守—る—事—か—り—見—おも—あ—ら—あ—

べきされを汝がさねみやせし所の誅あるむのみ今
やすあいつもれる也今やす所のまことありむま
あこやせしおはいつもれる也此事いつまでも中
くあしといひしうた大きに恥おもしし一氣色を
今の仇を承りしをたさきふ中せし事ハ後又あま
りはききさげいふも衣給りて此奉行の心をやま
むしあいつまきよるとやす奉行の人とよくこそ
のたまひ給りつれといひて恨ひあへりかさねて又通
事よむひて同じき思よはとも恨がたかハ後ふ
むもの 信伸の顔ハ某がふる代やもろくべからば

と本條の執を以て裂し給りぬやうにたのみま
つすらふといふすでお目くれぬへんればかれをも
獄中へ還し某も仰りぬ明き廿三日の夜通す
お某が家よめてきのおかのもの、やせし事の
怖ぬ事ども尋ねとふ中仰り 廿五日ふまたか
よく奉行の人にも出ぬひて彼人をおたうんお
たかの奉行のふある所の萬國の圖を出されしを
もて彼地方の事代といふ事明かかして異字を
多かりき此圖ハ七十餘のあま仰りしおまは今
彼國も仰やまかぬ物こゝかこやふれし

惜しむべき事也。修補して後又修へざるべし。な
ど中きりし已の時過る以より未の初まで尚
耐してかれをば還しつらふ奉行なり。故を
し木屨衣を脱ぎぬて其事を謝す獄中のおくを
と見ぬとして奉行の人を安内しとあく獄卒のや
の方よ家ありそこにむかり彼教の師正しゆ
ころ哉置きし下といふ年まで老くまゆこ
人のものありて奉行の人を迎接しつらこれ
罪あるもの、子どものおとありし哉かれこま安
居せしれしもの、奴婢は殆りしがまゆとあされし

これら其教をうけしあどいふものにはあはれど
いとけあきよりさるもの、めしつらひしおなれバ
獄門を出る事哉ゆるされず奉行の事なり。衣食
て老を送りしむるにけりさて彼獄舎を見らふとき
ちる獄を厚板して隔て、三つとあしその西の一
間を垂しとあき紙を帯て十字を作りて西の隣を
おしてその下よて法師の誦經をらやうよその
教の種文を暗誦して居けりそれが居る所の
南に舎ありて守れるものども守り居たりやん
らの事とも見だて、後よ還り晦日よあゆき

むかふらふに奉行の人々 出合のふはおよぶまゝと
申しられば 出合ふまゝ及えれずらふとて一に
いつぬし事止のち代もふへき事あら代尋ひて
旧を暮しつゝ すべて此れど尋問の事は彼地方の
事の時よりてかれがこゝに來れる由をも又其教の
旨をも問ふよ及たばかれはるゝと好きてその事と
しひおしぬれとそのいふをいしてうちをきたり
きその明の目より上りよのふに又彼人をいひ
事凡三日そえかれりやあどの事よたがふくこと
あふべかれも又某やすあどのふいよくあつらう

いひあむいよえかれが來りし由をもたつぬきと
めづやと存ずさしむよおにていかれが中不必ず其
教の旨よりたりぬれば奉行の人々も出あひ
てその代弁をよく承れと傳りさうへくやらんと
やす聞召されし由傳りされしより 奉行の人々
も出合ひぬべしといひやりて十二月の四日は
ゆきむらふ奉行の人々も出合たり彼人を石出
てこゝに來れる事の由を問ひ又いふある法を我
國よりひろめむとておしひて來れるよやしたつを
よふよかれ悦びに堪ばりて 某六年に記すこゝ

日使とるべき事改承りて萬里の風浪を志の
既集りて法ぬる國都又むれり 去らるるは
も本國よりりてハ新年の初の日として人皆
相賀する事には初て我法の子をも守られ
ん事を承りぬる甚幸これより過びらとて 彼方
ても十二月四日をもつと筆着とする
領但一書法のためいあるまれば 其の教の事とし説
き尽しぬ其後をもめ奉行おより 出さし 三冊
の書見へし不またかああるはと 甚方々の
同一かざばして地名人名すこしく同一かざぬ
あれども 皆その書の 轉りころのみあり

き凡そ其人博少強記して 彼方多學の人と
聞えて天文地理の事よきてハ企及ぬべくとも覺
へば 彼地方の事其種多し それが才を六種に通じたりとや
しきたと應むや大文の事の時きハ初見の日ふ世久しくして
日すでは傾きされを某奉行の人よむうして時を何時ヨリハん
ずむと問ひし けりとりハハ時ヨリ流もあくとやされし
が彼人既をめぐりて日のある不を足さ地土ありしおのうれを
見て其指を屈してかぞふる事ありて我國の法にてハ某年
某月某日の某時の某刻をそれといひきこれら其句股の法は
してたやを記すと見へしをかくたやをいひ出ぬへしともし
おもなれず又ヨランダ海板の某國の圖をいひきてエウロハ地
方よりりてもローマはいつのこよとつねハと着字の極め
てハ一きちものあれを通ずあはしめゆる事あたな彼人
チルチヌスやハと通ずおあしと答へたり 何事やとハハ
ランダの 語ハハツスルとやすもの、イタリヤの語にてハコ
ンバスとやすもの、事ヨリとやす某その物なるとあり
といひて好ところませしものを取出して何れふらには物

もその合ふところのゆるびも用ひあたらうがたくしめども
くむこはまさりぬといひて其國のうぢこを多くへき石をこ
く國したる所のあら見えて學もとめて其字をうらしめり
まかのエンバスをもちてその分敷をえかり見りて彼國を
上はあつを其身も庭上の榻もありありをけりてのむ
てやわしく國したる所よりして蜘蛛の網のこころをけり
像路ををつねるかあつこころへかぞへてゆくわどよその
およひかたき目とのふこりてこころやれぬあへといひて
ニバスをさしたつよりて見るふ小きまも國の針の孔のど
くある中にロニバスのさねもとめりぬ其國のかくをうま
蓄字ありと通るホヤすは餘ラランドを始て其地方の事のある
不を問ふよその法のそくよりて一不もさし振せしあつて又我
國よりては不をそくよりて又その法のそくよりて此不もや
といふよこれと蓄字よてエドとをせし不ここれう定まれる法あり
と見へしとの其事も移りぬばしつてはなれたるまもあつて
すてこれののりも學ひわべしやといひてたやすかへき事
ことよ我もとより教と振し、あるまも事とていふこれの
のそねあるかちと教の替りきを替つててもらすといふまも
學のゆゑもききまた謹懃よりてよく小善もも服する
ことといひき

不ありき、其人庭上の榻ははくまもつをせしめて一おし
りてのちの月を照して望す望すする中久しれれともた泥朝の
像のしくよりて動くる事奉侍の人とまた某の望をたつ事
あれは必ず起すおし望す還り来りて望すつくと見ても必ず
起ちておし望す此後日こかえりてある時奉侍の人のこま
めせしをえりて其人むい呪詛して通事とむりて天寒し衣
をかさぬらうへき彼我方の入のくさめする事をばつしむるこも
一通國は病せし事ありしといひき又通事もラテこの法
を通りて詠れらるるおし望す望すする中久しれれともた泥朝の
美す某が望しをさして通事の人とまた某の望をたつ事
の後學ひ熱したれを回智の除きかたれ不ありて今作じ
こころいひてこれとより我方の後はおひらぬかかあり
ぬるといひてひたりき又ラランドの戦船も其傍は多く
の窓をまけりし中下の三層あり毎窓は大砲を架せし
とよ事をいひしすかどいそんとするもたやを
に某たを倒してその四指の指より右手の指三つを
て足さぬきバさこをいひて通事もよむいひて敏捷にお
てしぬきいふ事ありき又ラランドの地を
さる事いふちどよとたつぬしお答へばまも通事

又むゑて我法の大戒人を殺すふ過る事あり我のわてう人を
をおへて人の國をうかへせしむべきといふ某そのいふ不をき
きて心ならずきだのうかくいふやと通事よは向をう存をさす
のゆゑこれに地方の事ハ答申すへかゞばといふ猶亦その不
存を問ハ一むるふ此不どは人を又まひするふ此事ハ折る
の事ハ存せず我方よおへてまさむはハ大よる事あり
ておへすべき人よあはばラランデヤハ一りてをさる事遠
かり此人その地よりゆめをむとおもひぬをいひたやすか
るへ一さば其路のよる不を詳コヤさむる人あり
事をおへてみちひやくこをあれといふ某これをききて奉り
の人こづぬもむしかといひてけきバ合まきくげとたとい
某そのころさしゆりとも我國に嚴法ありて私コ一兵を
節の事ハあなひがたといひてひひとりきすべ
て其さ意々のどくあるまむれる事どもゆりき
を説くふては一言の通こちかき不もあはば智愚
たちまちは地を易して二人の言をゆくと似たり
こゝみ知りぬ彼方の学のとたいた、其形と器とふ

精しき事を不謂形而下なるもの、こ我知りて形
而上なる事ハいまこあづかりゆらばさるば天地の
どれもこれを造れらものゆりといふ事怪しむま
たらばかくて問對の事其大略をあらす不二冊を
呈すをてありて明對ゆりて我國邪蘇の法を禁
する事あり今彼徒のこみ来れら行人の其寃を若
訴ふる事のこと稱すも一行人ならんハいつむぞ其
國信とすべきものを帶來すべしと、詭りて我國の人
とあり来れらたとい言ふところ實ありむも跡の
どしき疑ふべしとていふとも稱をる不ハ彼國の行

人之例よりて誅すべからば後未其言の微あるむを待
ちて宜く處決すべきものと仰下さる某その事情を
えらるふ此後よ至ても彼國人のこゝを來るむるハ他由
へからばされバ後按のためはいたいの事ども歸して進
言すべき由を言と一訖ぬいく回とあぐして上るもかく
きさせぬいゝらどふ正徳四年甲午の冬よ至てかのむ
かゝ其教の師の正は油をいゝもの、ぬ婢ありといふ
主婦のもの ハ教師も黒川壽庵といひし之番名スララシ
スコチーウアンといひし奴婢の名も男ハ本助女
ハおんら 自首してむうし二人うまにせしもの世よあ
り一時はいそかに其法をさつけしらども國の大禁

にそむく魚いども存せだを經しは此らど彼國人の
我法のためは牙をかへり見ば萬里よりてこゝを來りし
らわれ居しを見て我おつくろどあき身を惜しみて長く
地獄に墜ゆらんるのあきほしきふ彼人の更戒して其
法と存せりいひぬこれらの事やきらんハ國恩よそむ
くよ似てぬへはほらと一やすあといふも法はまうせ
其罪よへ行えらべしとやすまづ二人をば其罪をかへて
こらちをゆる明年三月ヲ、ランド人の朝貢をい時
其通事してローマ人の初やと一而にこりひてし
そかにかの主婦のものは戒さつけし罪を犯され

て獄中の繋ぐるごとくふらて其真情敗き落んれり
大音哉あげくれりそよむり彼夫婦のもの名
をよびて其信を固くして死よむて志を棄す勿
き由伐すむる事日夜に絶す此年 未れるヲ、ラ
インド人ヤキはな一め北東におもむれりといふ
トマステトルノンも石どなく其國はゆれりとぞわこ
れた初よりかりこよあり一其國人は妬忌せふ
きてともより居る事かあひかたくてあし承りぬ
と申しき、まゝ此人のこゝろあ来れる事つらやあも
ふと同ふよされば此事我方の人をぬらふと申し

すこ或たも一其罪を犯す事ありてすて死ふ
尚りゆひしをいつらも其罪贖ふべき事おもひえ
りて此國よ来らむるを望みしは彼國の人も此
かれが申すごとくに申す事もありあむら何の
幸々これよすくべき又國法のごとく殺されんま
もとよりの事ことおもひて望請ふ所と他せても
やみらむと申しき、チ、ランド人の説のときもさも
ありべしや、某らおもふら、さういふ
彼國の法は其法行なるべき時、ぬとおもふありて、まじ、
の人をつらむら、まじとおもふある、某か、おもひ、
は人のたつさ、一、我國新製の金と鈔との、ニ、
は彼ら来り、黄金、その子を回ひ、
ハ、エウロ、諸島の布施、より、金銀、
を積たつて、積あまり、ありといひ、
た、ロ、ソ、の地は、白銀、多く

むまハけ限りス阿ラざる事はハふまぬをす

附録 大西入始来リ一時の 大隅國 返謨郡の海上 庄久島の地 粟生村といふとこ

ろふ 阿波國 久保浦といふ所の漁人 未来り 止りく 魚

捕ら 事を業と する阿り 寶永 五年 戊子 八月 廿八日

これく 七人 舟哉 ぐく べて 同き 島の 湯泊 といふ 村の 沖

よ かつ 陸より 三里 許 船だ たくむ 海上 舟目 かれ

ぬ 船の 大き あり ぐ一 隻う ぐび ぬーを 見つけ 栗生

村を さして 帰る 小彼 大き あり 船より 小き あり 舟ち あり

して 其舟 二帆 かけて こあた の 舟 迄 来る こあた の 舟

まも 帆 かけて こーを ゆる 哉 彼 小舟 ちもう ちがひ

といふ ものを 添て 追 来る 小こ づう 小十 間ん かりを

船 だて 見ら 小其 舟ハ 目 くれ ぬもの 凡十 人む くり

手 たら 其 中一 人 水を こふ さぬ たり こと あた とも

か あり ます 由の さぬ たり 宗り もく 不ど ぶ 彼 小舟

も 大き あり 船の かた とも かひ て 帰り ぬ 此日 の 父 同き

嶋の 南に あり 尾野 ちといふ 村の 沖 小帆 の 数 多き

船の 小舟 を 引 たら 一 隻 東を さして ぬく あり なる を

村の どの ども あり 見 見て 打 出 して 守り 居ら 小

夜 入り 天 とも あり ぬれ ば 其の 外 力を とも べ 明き

バ九日の朝尾野間より二里許の西にある湯泊
といふ村の沖のかたにきのお見へしどくの船みへし
がど北風つよくて南をさしてゆれしほどに午の
時よむてハ帆帆も見えずなりき此日彼島の徳泊
といふ村の人<sup>辰多持し
いふ百姓也</sup>炭焼む料又杉下といふ所由
此を本を伐るにこしりあのかきまて人の多しな
りける伐かへり見らふ刀帯たらしもの多しと招
く一人あり甚いふおのともも聞日々のへかば水
をこふさぬをしれハ器は水汲てさしをうちかづき
呑と又まぬぎしかどその人刀を帯しとれをお

阿蘭陀人をばおとにふくみおもふ由あれを其人
て問をむるもさかすべからば障子を隔て阿蘭陀
人してそのいふ事哉とむるよこれと聞しら
ぬ討多くましてそのいふ事と我國のことと
もましそりぬとすへし猶も聞かたり事かるは
彼人もいふまして思ふ事かといひ何とてむ
とおもふ氣をありしはたつぬべき事かよ
有りあふ阿蘭陀人してこふべしといひしよさも
傳ふむと答へしよりて阿蘭陀人かちちりて
むらし彼地方の事を尋ねひしもの、ア・テン

ヤントウといひしをその甲必丹ヤスフルハンヤ
システアルといふもの召びして出合しり 彼地方
の王を
とよハラテシの王をいふ これよりして 伯人ふふふ
事ニ洋下又見へたり 年れる事の由は聞へしを其旨進して奉祈すの
旨進あり 後上きくは 彼人の蘭陀人より討せしれはは猶れ
ふありさゆまて阿蘭陀の人よりおもおあり
いふも六年より其業も棄けしきことをぐくは通しがたく
てその通しはぬふはかの人のいをいへての そのうち ち
其すを解しとよりとふあり 海よりして 又おふ送り改せし事ハその明年
の夏の末まで系下せよと仰下されしよりして
去年より彼ものいふ事ハ少あれし通る三

人つけて九月廿五日に長崎をおくして十一月
の奉に奉り岩ぬれを天皇の法を禁する事法、
さどれ奉祈の人、と仰せりその願事の獄舎
に安置せられし也これより後の事ははあふふ
るをいふみへたり奉祈の人とのいひハ波人日
こは食ふ所の物定れる限りあり 初め長崎より
り一月より ことふ来るまで及てすこしもお透せん
よのつこの日ハ午時と日没の後と二度食ふ事食を飯け
お麦の園子をくまき醬油ふあぶくこしたるに思と蘿蔔と
むししとをみれて煮くちあり 酢と煖塩とをすこく副
ふ菓子くも煖栗四ツ蜜柑ニツ干柿五ツ丸柿ニツパニーツそれ
祈戒の日を午時また二度食ふ但菓子ハその日にも一度食ひ
くち敷をくも煖栗八ツ蜜柑四ツ干柿十九柿四ツバニツを

二度食ふその菓の皮タネ実ホ太いハヤサするらむすてしあと
も見へば齋戒の目して魚を食ふまじこ、小魚ありしより
はより俗せし事もあつたされど垢つきけられし事とある
これらの食するの外湯をも水をも飲し事もあつた
その携持し袋よりあれは銅像も像これ
は供養すべき器具法衣念珠は餘り書凡十六
冊半た錠のとき黄金百八十一兩のときくある黄金
百六十我國元祿年製の金錠十八我國の錢七十
六又康熙朝三十一文ホありその中書六冊はつ
きヨ身小随へて手を停めたりこれこれら物の形製不つまひらかま
ふたるさむるを利く仍るこ小略すを誦すとい
正徳五年乙未二月中漸能後書後五位下源

義西洋
紀聞

南蠻イタリヤの内羅媽國の人より半天連る
り寶永五年戊子八月廿九日舶来せり長崎夜
話云羅媽國邪法の法呂宋鴻よ来り居て彼地の
船より乗りて大隅國敷久の島より一人船よりお
ろし置て船ハいつちぬむ志る人あり此一人日本
の風俗を似せて月額を刺日本ハ衣服を着て刀
一腰をさし初ハ山中に隠れ居て松木きり山人又
ハ炭焼の羽振よ日本詞よ食物好きて其價よ

金子採取せられたいと云ふ小思ひ練上實の
日本人のさぬまかりと云れは其山家の長も告げ
ずつぬれ人皆怪しく思ひて終に國主のもとよ
聞つく使役の士餘多き一き一召取りて長崎
に送りやりぬ其人物毛髪は黒くして紅毛人の
目のさぬまあるにから日本の人とおぬ一鼻の露
れて高きこそ目一と云其犬言まするは六尺
五寸をもちふと云り是いこりやろ小海國邪宗
の張本よ世界を巡り邪宗勸むる者餘多有
る中よこれハ日本よ取れるあり日本の詞よて

と云ろく自答一て通事を頼む日本詞をよ
めく書付る横文字の書一冊常子手をとるま
持てあ事を聞ききて應對せりと云也同六年己
丑十一月朔日長崎奉行佐久間安蔭守野本根
肥後守より云れ故云ら之おくりて山屋捕一禁
銅を討ち奉行横田備中守柳澤佐後守云れら
よ言上して年々金子二十五両三分銀子三両
を賜り事り采覧異言は新井君義志をく山
屋捕に行て彼國の事ども向尋一よりハ見ぬ
どそのつまびらうある知るべからば正徳四年午

二月長助たる一宗門を勧めたるより禁獄せ
られざるが同一き十月廿一日四十七歳ありて没
せり柴芝園漫行云これ志を成さる事を憤り
食を絶て死せりと山屋鋪裏門の側へ葬せり
附記右に記さるる河原甚云云傳が覺書の内子載
録せざる所と采覽異言長崎校註以下の書よ出る
事十もの抄出し又土人の語り傳へる事其
計を考へて一記をせり云々
向日
向志

寶永六年 常憲公薨 文昭公立正徳二年薨
有章公立享保元年薨

息距編卷之八

事實第二

邏媽人歎狀

嚮余讀白石源公所著采覽異言見
文廟時邏媽天主教客游說吾邦以為奇事客歲在
邑曝藩府藏書偶獲長崎鎮府所録清人及蠻船傳
說三十許卷表曰華夷變態中有府官所劾邏媽客
及吾人連其事者歎狀一節益詳異言所記竟抄附
之源公記以廣異聞云

安永戊戌春

鳴原佐維章識

異人中口上之覺

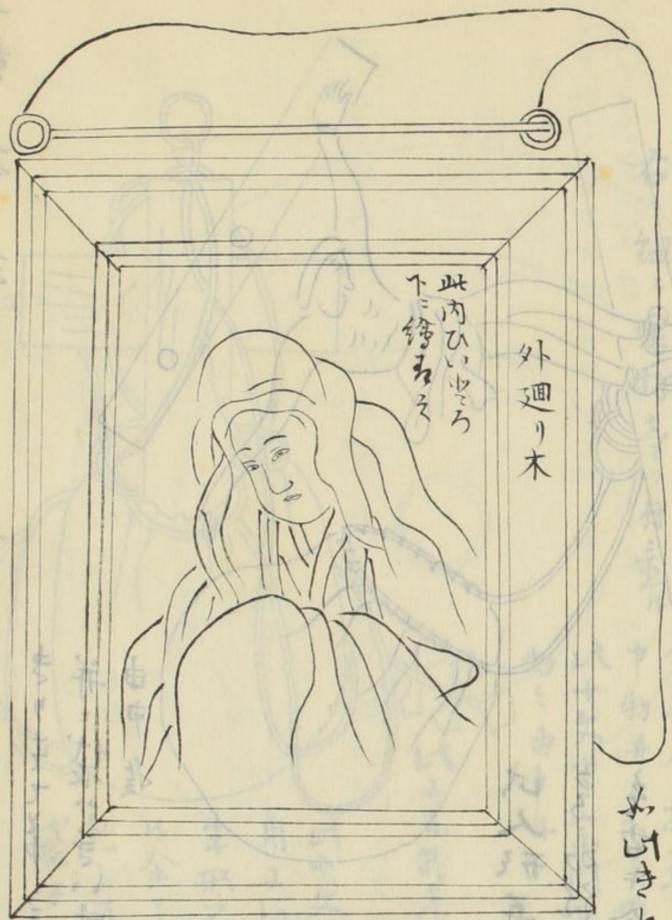
一 といくりや國之内ラウマの者なる法坐後名は
 又ヨウリンバツテス々シロウテと申ハ年四十一
 一 案に孫成申ハ
 一 私俊ロウマ切支丹宗門の師仕及出家して法
 文坐後
 一 密私國元母存命ニ居申ハ兄弟も亦坐後私同門
 の出家と云坐後及姉も亦坐後父志死申ハ尤
 妻子ハ無仕坐後
 一 私俊ロウマ切支丹宗門の執司ホントヘキス

マキシモスと申ハ者六年己未分申付日本へ切
 支丹宗門之法を勸免の爲渡海仕り振と申付ハ
 一 是付ハ内日本詞ホ云智三年己未七月上旬迄
 一 ロフマを出申ハ右之刻私同門の出家トウマ
 一 スデコルリンと申ハ者人是ハ執司よりの下
 一 知ラテ唐小京ハ考申ハ私一回ニロウマ出船仕
 一 カレイと申ハ小船二艘載ルマ子ハと申付ハ
 一 寄ヤ夫よりカナリマと申ハ系リその知より
 フランス國の大船二艘ハ私兼同門の者一人ダ
 一 系リ紐水主四十人余程宛京呂宋へ系リ此等

同門の者一人は唐の内北東へ来り申す松葉は日
 本へ志し来り申す不存久島へ着岸仕り付一人
 陸へ上り申す
 一松中水拂底仕り付右之沖に奥捕之船を見懸
 以右橋船より七八人乗舟を曳下りと呼あけり
 尚共舟入ふ中陸の方漕行申す付追付ふ申す
 一松後存久島一上り申す不存日本人家に連行申す
 其時日本人四人孫出食する其後其金子を取出
 一右之為價せり其時其早速其疾し申す尤舟
 方江戸へ連行是れ松中申す其時其通し

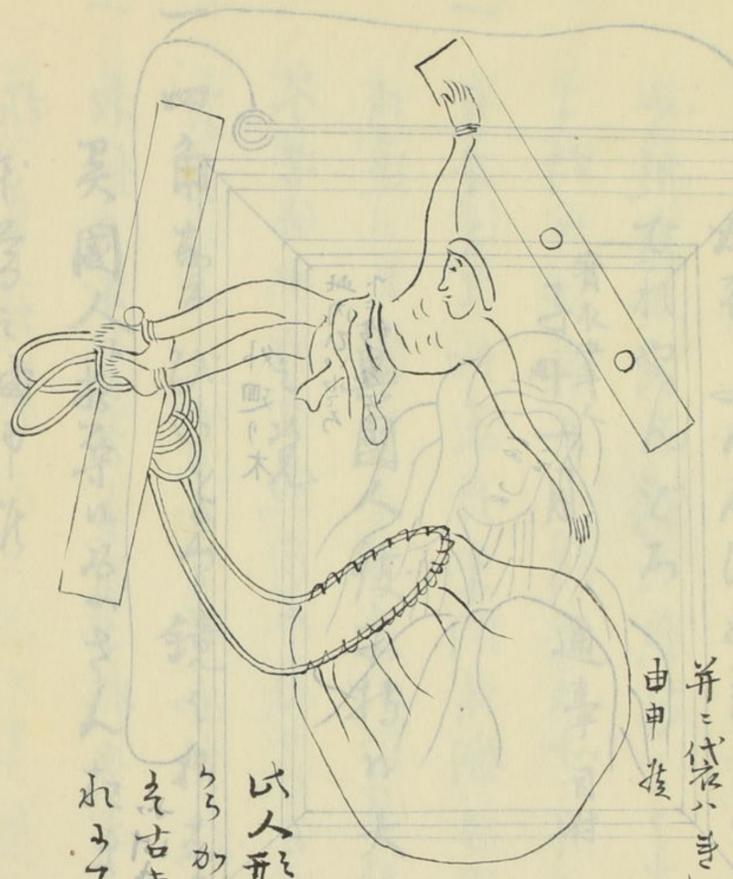
不申す
 一松京渡り舟は存久島分在る本國に歸り申す
 一松望見
 一松之外者人日本に地は揚り不申す尤松より
 以前之同門之者一人も日本の地に来り申す
 一存久島より右之日本人宗門の吐仕申す申す
 一切之業通し申す申す申す申す申す申す申す
 其時其宗門の吐仕申す申す申す申す申す申す
 詞通し申す申す申す申す申す申す申す申す
 一日本人の風俗を教習其不之風俗を学

由ドウ中堂及付和ヲ居上中ハ以上
 加ヒ多人居居好教を人オ人寸オあるあ
 見出でれやんどろ
 寶永^{廿年}十一月 通事目付 通事
 一 日本制^ノ 吐^ク 丹^ノ 葉^ノ 内^ノ 諸^ノ 色
 一 異國人被^レ 不^レ 持^レ 大^ニ 代^シ 表^ス 内^ノ 諸^ノ 色
 一 不^レ 持^レ 口^ノ 之^ノ 覺^レ
 一 四角あるびいとろ鏡之振ある物々
 一 異國人にお尋ひなよき人たまりやと中宗門の
 本考之由申す



外廻り木
 此内ひいせろ
 下三寸あり
 如しきれり外張之振る物を
 つけりてあり
 堅一尺
 横八寸五分
 但裏ハ皆木まで
 一のめく見ん打
 あり赤じんきの
 袋ヲ入ル

一 綱子拵 人形をツ 突玉人にお尋ふ人形ハ急ぎ

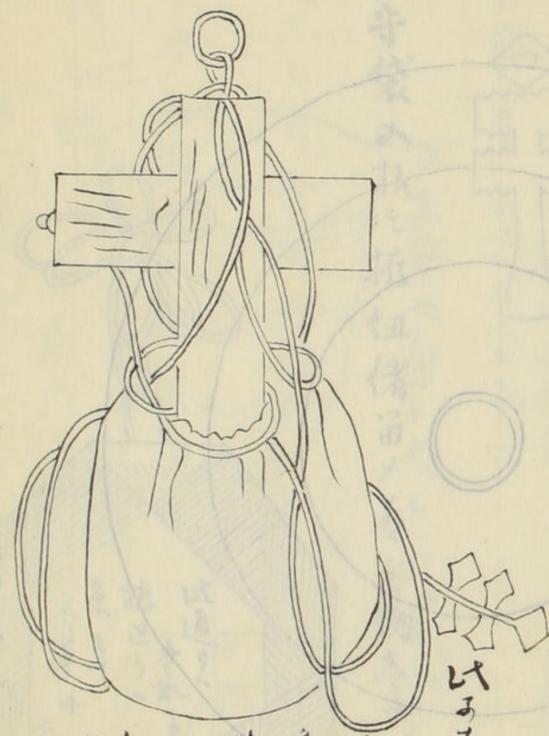


きりきりとも中宗つ之本号にてり
并ニ袋ハきい寸さ何れりと申物
由申後

以人形并二本にかきせこ
うらか絲まで拵付を袋
を古キ金入之拵ありき
れりてりせり

一 硝子拵 十文字拵を但袋

右ニ紐ニ金物をツ付せり

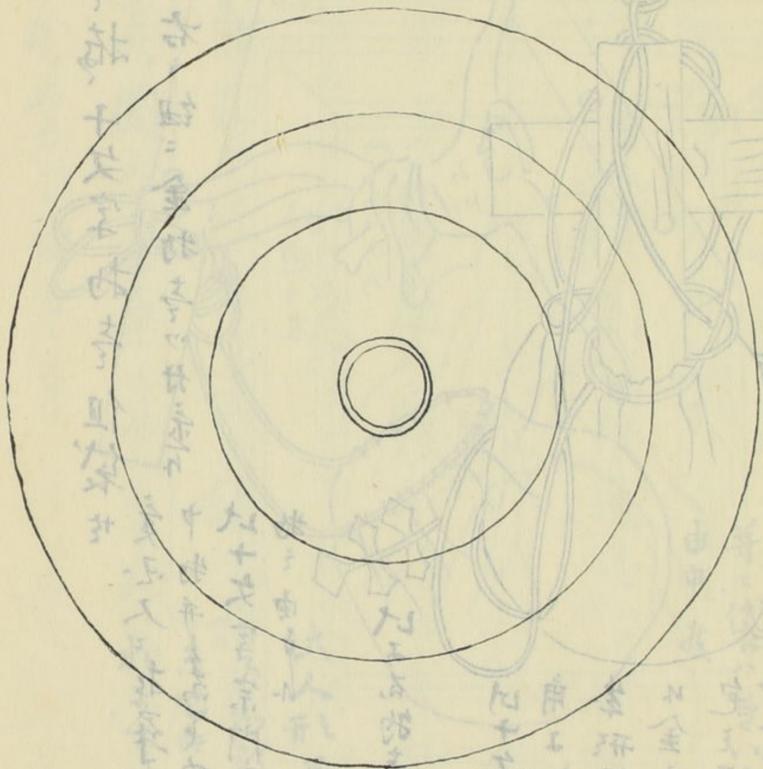


突玉人にお尋ふ人形ハ急ぎ
中物并糸とのとくろくすと申物
以十文字宗門之上まで得て外大切
物ニ由り

以る物主人ちうりて拵付せり
以十文字の物ひいどろりて
角よりくは内ニ仏の拵
本形を拵せりお尋中
以金にたりて角ニ
包ミ并んそんニ細き紐付
袋ニ仕付せり

一金の袋ニ拵付せり

一金の鏡之振束物を其の但裏銀革袋に入



此大サ六寸四分四方表金
裏銀革袋入其の由

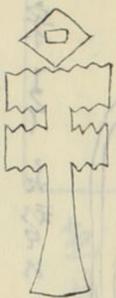
一金ニ丸く振束内へ人形彫付者四十二右ニ袋ニ入

金ニ大サ七分四方極厚サカリニ極定有之何れも金ニ中の摸振ハ
少一ツのわじりヤハ 数四十二



真鍮ニ振束物ニ振束物ニ吳忌人お尋ふくす中物ニ由

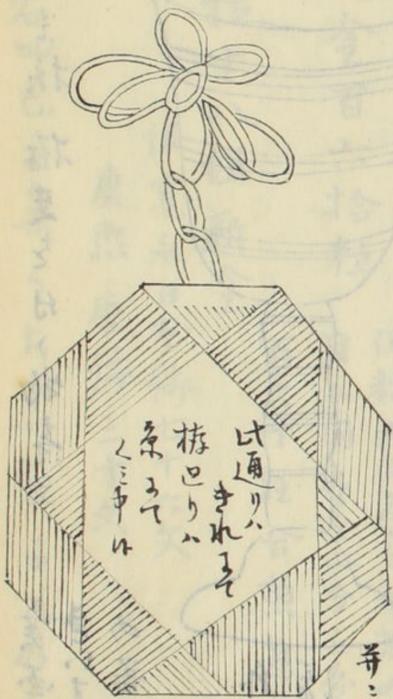
一右ニ二色異國人お尋ふ鏡ニ振束物ハれいすさ何きり中物并金ニ丸き物だあり也
ト申物ニ是又大切本物ニ由却テ宗門ニ是き物ハ何よらにまはれあられが由中ハ



一守袋入振束紐備留ノ有之物キツ

王國人お尋ふ是も
きすさありま中物ニ由

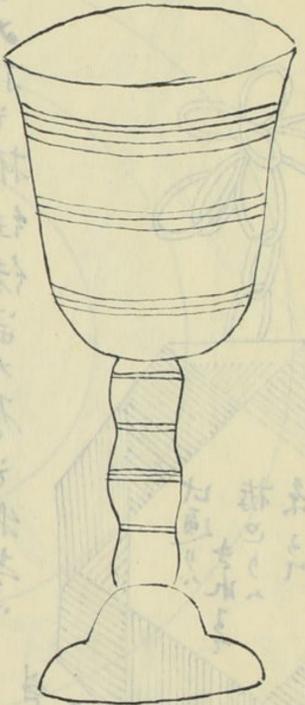
并ニ中ニ有之ハ虫物大切
ある物ニ由中ハ



以上通りハ
振束物ハ
糸にて
くみ中ハ
上方ニ口有之廻りハ
たりらるるわ
並ヤハ

一 銀を猪口之柄、樽足を付、物をきつ

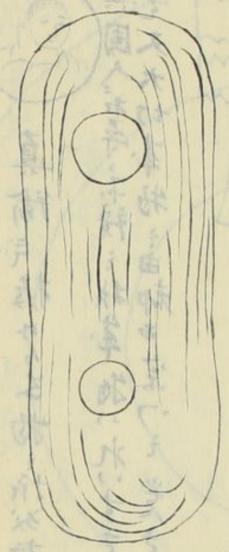
美玉人ニお尋、知是も
きいす、あきと中、宗の
の器、由、中、外



外、銀を樽内、金を
流、し、物、と、お、見、

右、赤、草、の、袋、に、入、り、内、金、の、た、り、多、く、二、把、入、り、中、外

一 呂宋、一、く、長、形、の、金、を、き、つ



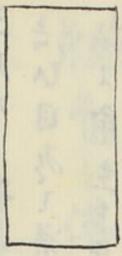
以、銀、目、九、拾、八、匁

以、通、り、の、金、硯、墨、を、扱、り、
し、し、の、を、の、む、う、り、の、方、ハ
木、目、も、之、の、文、字、を、扱、り、
極、中、二、不、亦、之、の、柄、と、し、
櫃、に、見、分、か、く、り、

一金、一、く、長、形、の、金、を、き、つ、内、入、り、銀、目、四、拾、二、匁、を、扱、り、

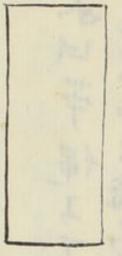
一 同、板、金、之、振、ち、の、金

大、小、百、八、十、一



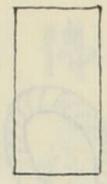
銀、目、三、匁、七、分、余

以、金、大、小、合、百、八、十、一、枚



銀、目、貳、匁、余

銀、目、惣、合、三、百、八、十、五、匁



銀、目、壹、匁、余

一 同、小、キ、丸、金、百、六、拾、粒

但、粒、大、小、各、之、丸、某、の、柄、を、し、り、金、魚
目、小、同、各、之、二、分、三、分、四、分、種、々、の、銀、目、
百、六、十、粒、合、銀、目、五、十、匁、余

一 日、本、小、粒、十、八、組、新、金

但、寛、永、日、本、銀、七、十、六、匁

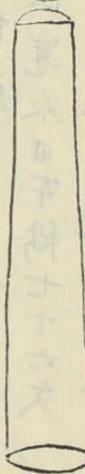
一 條、一、縊

康、熙、唐、條、三、十、文

右、四、色、永、集、う、ち、の、袋、子、入、り、之、

一 袂之平判き

裏布の方

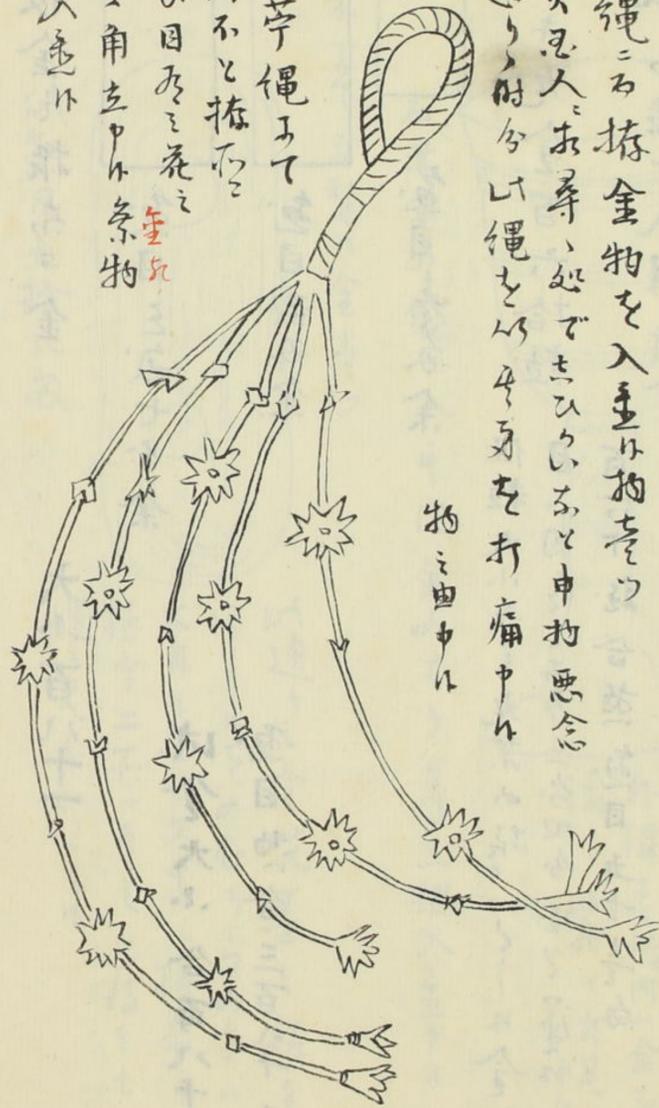


表布の方

一 草繩に金物を入る物きつ

実忍人、お尋、処でまひらふと申物悪念
起り、肘分、繩を以、身を打、痛中、

物之由中



如、草繩、よて
三尺、不、拵、而、
結、目、有、之、花、之、
拵、工、角、立、ヤ、糸、物、
を、入、垂、下、

一 びいと、紙、を、寸、四、方、種、之、丸、き、薄、板、

彩色、之、佛、之、拵、成、繪、出、物、 九ツ

一 佛、之、拵、成、繪、赤、地、金、入、之、書、袋、

一 横文字之反六

式拾四枚

但此内ニ入りたる惣目之方ハ是レ以テ来切手

一 宗門之佛之跨大小

式拾四枚

一 黒玉之珠敷

式連 但加き里布

一 白布之袴宗門之法衣

式袋

一 右目既

一 袖等羽織之振成 異國着物并帯共 式通り

一 婦うすこ之入レ油 但是箱ニ入レ小婦うすこニ入レ也

此油異國人ニお尋レ知ル宗門ニ者大切成時最

一 扱物之小香合

但内ニ入レ油ニ由中レ 兼少有

一 前袴之中香合

式 但明き物

一 同小香合

一 袂

式 但革之入

一 日本流之扱レ刀一握

但躬二尺一作四二寸七分樋あり及八分中心無親燒等

一 銀走んちう一打二枚 走んちう一打八分中

一 日本切羽同之枚

一 鼻目柄走んちうの打鯨 但柄糸黒きより糸目見

一 菱巻

一 目貫金焼付之振るる 金拵振る能之振るる

一 生きもの

一 縁頭赤銅雲のりやう 金まで焼付

一 鏝赤銅三枚金走んちうのふくりん 金拵振

一 唐菓子いすのり 形金まで焼付

一 鞘ひやくちんぬり 鯉口小尻赤銅まで張

下緒木縁平紐之振るる物付迄中々

目釘焼付之金目釘

右之形 銘之振何葉陀人致通達英國人にお

尋月申右之通子申書在以上

子十一月

以前紙中のみ

一 先達而申入申尚八月廿九日松平薩摩守領台大隅

五屋久島之異國人見出日百姓後之傳其首出

合小安之傳五次傳之表傳之五更去一作十日二日薩摩守

方家来此之警固お添送越月二日 寺人より出

四角の金を布くまれば其怪殺旅子の口を
切らば返す中何角の金中人に其糸一糸云ふ
通しふ中其内役人番人其大勢年より由故
之傳中の事

一 安之傳に出るに右故之傳中口之通お遠く生
左より右迄は之國人之候中糸をあると大
たの役人其人中廻り其候之候に子存方之觸
廻すは故之傳方一葉りし得に安子役人番人木
大勢年より其中の事

一 在傳の右取傳の事人其百出取に安子安子其後

傳中口之通少くお遠く其生れ右兩人共荷物持
先の糸は其跡に候し存り由中の事

一 必右傳の時其原に安子又故之傳中口之通お遠
く其生れ怪殺人又其由承り其後其傳方一糸
其國人の食左と候はれ其手傳左と候し中の事
異其人何やらん中其均共一糸云ふ通しふ中の
尤何にても其申す候はるる其生れ由中の事

一 當八月廿八日大隅國屋久迄之内湯泊村に候に
其國船見出し其阿波國之奥人船頭市之傳
水主其之傳其傳清左傳の市十市扶助左

一人薩摩守方象年世分警固本係送り越水
去廿一日一人宛百本系合小船既市之橋中
於八月廿八日為澳獵陽泊村之沖に其出果
陸分三里程とあり之に沖の方之唐船之振
帆敷多き船を被間切居小舟有唐船之近
寄小舟等と常之法度其方村の方へ系
房乃為文跡小橋船系英國人追欠中 体にお
見れ府了と系退り水急漕本りり百十
百斗も系々け右橋船分系を立水呑
度仕形を被地方の方へ指さし 乃有水の法

度と申手をふり見せ申し而船を押切粟生村
の方へ其歸申し右橋船の本船の方へ系戻其
以後之候不存由申し事
一 右沖言退りけ此言英國人何れ申しけ物業
其候とお尋りけ何れ覺る事立りけ云
系通し不申し其内百をく系其何れ
も不承右之首尾に望み物くれれ其
内空水由市台橋中事
一 其外実と係遠在橋心系と係休助市十節
久宛百出承り系市之橋中日之通少しお遠

も滞りありと教へ付カヒタン阿蘭陀人を物陰に
居るを承り得共異國人日本口をもちし中り付
殊に教習難し由中り存異國人に中りし
其方口通ふ中り故中り故其日本人の語を
我阿蘭陀人を召寄り被通達旨中り合はる
異國人疾に被納得り存去十九日南蛮口竟
中り阿蘭陀人を人カビタン召連り出カビタン
志物陰に指し居り

一 阿蘭陀人を以異國人へお尋り其方事異國
之内いづれの思ふ者にて如何に指して日本

一 被渡海し我と同尋り居る異國人答中り其
ハイタリヤ忍め内口ウマト中り所の切支丹宗門
の出家するヨウニバウテイスタシロウテと中り
其由中り口ウマ宗門の想日ホントへキスマキシ
モスと中り師へ被随ふ数年宗門の学文仕三老
徒に出家する宗門の師をも被りものして此は右
師近より六年の年におお子トウマステルン
と中り若と某へ中り付りて是人ハ日本へ被越宗門を
弘め其指し中り合し人ハ唐西北京へ是亦宗
門勧めの指し中り自り万三年の年七月上旬其人ハ

同日口ウマを引出カレイと申小船二艘、葉つ
れヤ子小と申島に寄せ来カナリ又と申所集
其處からフランス國の本船二艘を人宛糸紐水主
四十人程宛糸呂宋に集此所から艘ハ小糸一糸
別れ某を日本へ人指方と糸担り漸島八月廿
二日大隅屋久島之内湯泊村之沖迄被着船
舟中申 舟拂底舟端船を糸担り舟造を
糸担り舟中打首獲船を艘日本人六七人糸担
陸の方へ糸担り舟彼獲船を遣り十百程糸
担り舟某の船より舟を立舟を乞手振を

被り舟に日本人有り小被同の体より舟を振
其上おそれ舟が急漕返り申所又之本船に糸
担り翌廿九日の朝舟に某を人を獲船糸
廿九日舟に卸す舟外に若舟一舟、本船に糸担り
即刻出船本國へ舟返り某を人屋久島を何所か此
方とあるき見申所知し日本人を人本を代舟在り
付道舟中魚舟被り舟を葉管の通り舟中舟
水を望み手招きし見え舟が舟を吞せ舟
舟後日本人三人集り舟某を人家へ召連食子
米共舟中其前食子代として金子をきり舟長

生之指度より由英人の中事

一亦お尋ね其方日本人のどくに月代をそり日本指之者一物に日本指之刀を指すは如何指之に指して右之体を取し是屋久島におて日本人を教ふる物刀ホをも調中其或異國人答中其英人の俗言其越より日本人にうひの中と存呂宋におて日本人を拍日本指之刀調中其さかやきの中あてその中日本人一骨て教ふ中其尤も所は風俗をよぶに中其は所考笑ひ中其有北京へ来る

同門の考ハ唐の風俗を学びて其越より由英人答中其事

一又尋ね右京東に船日本之内外の所ハ其其方体の考却て是等其或以以後其同門之若系は指中合其或日本に止り其を本其一客可被通取中合其或とお尋ね其異國人答其屋久島に其其人却て其外何處に所ハ其却其の答之者一人と無は生其船ハ其本其其取小尤は以後其の策り者中合其日本に止り其在りとも本國に通取之候曾り中合其仕り由答中

振子書記の書物も所望の二付及承江戸の中候と
存れ由答申の事

一 又尋ね其方日本言系も万々の中候何方まで
日本言系ハ有れ哉受取人答申ハ六年以前
惣司ハ日本渡海之儀就中付ハ本國之言系下ハ
通用雜生ハ故日本言系を七書記の書物まで
申取れ由答申の事

一 又尋ね申ハ何方屋久島ヲ揚り所刻分以事日本
人ハ宗門之咄をいしく勸れ哉日本人ヲ何までと
うせられ哉異國人答ハ屋久島ハ及先ハ余ハ此の

内日本人ハ宗門之儀申取れ得共言語曾て通ふ中
故一云ハ申入申ハ屋久島まで水を呑ヤ人衆ハ巨
連食事取れ申付右之價として金子日本人ハ
是ハ申取れ申中其儀返シ申右之外ハ何まで
と申取れ申無事申由答申の事

一 又尋ね申ハ切支丹宗門之儀ハ日本中ハ制禁
ニ被取候存知有ら 徳國中付ハ被渡海ハ裁又ハ
右之已け不存申事取れ裁異國人答申ハ日本ハ
おあり切支丹宗門ハ制禁之限ハ惣司ハ不及申人
不存者ハ無事申ハ勿論其ハ存取れ申物ハ惣司

小就中付の紙越り然る上日本は海と成り共又ハ
 尚通リハ其方と少少招の控ハ其仍自の法下
 知改事少も遠宵子仕所存之由申上り
 一 英國人彼所持ハ大袋之内ニ有之ハ亦邪宗門の
 本号并書物ノ外少々有ルモ其方付ノ名を
 為取中ハ尤中身ノ宗門ノ本号珠数を首子ハ
 宗門ノ書物ノ手雜持ハ其方付ノ委細
 國之記以後令進達之由事
 一 右道會之内異國之金子并日本小粒日本御
 為之由何方ニ求取哉と亦尋以ハ英國

國人答ハ本國ニ有ハ銀子之外ハ通用不仕ハ以度日
 本一系ハ有呂宋國ニあり銀子をモ一金子と
 之方其方日本金并日本錢も彼所ニ持用意
 内持來ハ由答申上事
 一 右異國人之被通達ハ趣阿蘭陀人書付差書以百
 寶利ハ通此度差越申上事
 一 右之趣由老中ニ委細申上各分可申上之旨
 申上之旨其意法序之旨可申上之旨以上
 十一月廿六日
 駒木根肥後守中判
 別所攝磨守中判

永井澄政守辰
依久間安藤守辰

華夷變態

享保元年 有徳公立寶曆元年薨
寶曆六丙子年二月四日子四番船ヨリ呂宋漂着
ノ日本人四人送來ル仍テ被逐御會議ノ處初ノ
内ハ唐國ニ令漂流ノ旨偽リ申出ルト云ハ氏嚴
シク被逐御穿鑿處五年以前申年南部豆州筑前
ノ者共都合拾五人乘組奥州灘ニテ十二月末大
風ニ逢翌酉三月末何國ニ存セザル地方ニ乗着

ノ處此所口ソント云ル所ノ由陸地ニ上リ寺ノ
様ナル所ニ差置米薪等相與一段々邪宗門ヲ勸
ルト云ハ氏元ヨリ日本御制禁嚴厲ノ旨承リ居
ルニ付決シテ信用仕ラズ然ル處翌四月人數ノ
内三之介一人是非ニ日本歸國相願フニ付厦門
ニ相渡リ夫ヨリ日本ニ歸國仕ルノ由承及ニ付
此四人モ日本歸國ノ儀頻リニ相願ノ處在寺ノ
坊主彼地ニ留リ令住居ニ於テハ渡世等モ宜シ
ク可爲致ノ旨達テ相留ル自餘ノ十人ハ彼地住
居ニ相極ル故蠻人共懇意深ク銀米衣類等不

及云銘々ニ家業ノ營ヲ授ケタリ此四人ハ歸國
願ノ者ニハ殊ノ外手ヒトク取扱ヒ一兩日食物
ヲ與ヘザリシトモ有之亥五月呂宋ヨリ出船シ
夫ヨリ厦門寧波乍浦ニ著ス其地滞留ノ内唐人
共申聞ルニハ日本ニテ呂宋ノト白地ニ申シ出
ルニ於テハ必御仕置ニ可被仰付ノ間堅ク偽リ
可然由申スニ付四人者唐人申ス旨ヲ信用仕リ
於彼地三年ノ間御制禁ノ者共ヨリ養ヲ受シサ
ヘ心外ノ儀ナルニ刺ヘ是迄偽リヲ申上シ段千
萬誤入り後悔奉存ノ旨白狀セリ仍テ委細江府

ヘ言上有之處日本御制度ヲ相守リ邪宗門ニ歸
依不仕段神妙ニ被思召上ケノ旨皆々無難ニテ
本所ニ可令歸之御下知有之二人ハ筑前一人ハ
南部一人ハ豆州ニ被令歸長崎志
十一年文悖信公薨
明和の頃大垣の城下より銅佛を掘り出せり其
貌目なき如物有れば耶蘇の本尊なりんとて領主
戸田采女正より山屋良に持せられけりやとて吟味
處まで穿鑿有しう何れも佛像なりとて返されけ
り以後疑なき事も終らざる彼類族も亡ひ果

一とぞ 向日志

天明六年 浚明公薨 文恭公立
諸厄利亞和蘭を討ある詔
昔ハ歐邏巴船来の亦庶民務次第ニ金銀を以
て交易せしが餘り多く金銀異國に流す故
也官の交易と有り其後ハ金銀を以て交易す事
も停止と有り銅一品乃交易と有り其負數大船或艘
ハ銅或百四拾萬斤元と有り其後又一艘ハ停止と有
る今一艘ハ百貳拾萬斤と有る又近年半減と有るた
るハ日本の大幸也其半減六拾萬斤と成るより和

蘭と諸厄利亞と争端起り終ニアンゲリア乃為押負
長崎の交易故に之れ東洋諸國乃交易鉅故アンゲ
ランドは奪取あり此故ニ近年長崎へ渡来の和蘭船
實ハ諸厄利亞ありと云り齋野の貨物ロンドンの志る
一和蘭の名故かりて来るあり一日本銅交易の
為ハ外國戦争ニ及りて一奇事有り元來彼等の
國無名乃師を出に事有 其名とする亦を往一天文
より以來波尔杜瓦爾諸厄利亞兩國日本ハ交易する
由我アンステルダム地船をも日本ハ誘ひ銅銀金等
を好む一め誘へと和蘭此王諸厄利亞に頼みある故

通信隣國の因み故以てイギリスの甲比丹和蘭の
申比丹故ともふひ日本ニ渡来し渠々推挙に依て關東
の許容り、則諸厄利亞亞波爾杜瓦爾乃智舟の國な
出て、より永久渡来の旨哉嘗りあり其後寛永の
末按はるる正徳元年之
寛永の末に非ず諸厄利亞亞波爾杜瓦爾乃智舟の國な
きハ切支丹宗故存する事願き國禁故に渡来停止
トふ梨和蘭等亦渡来すべき旨命せらる然るに狼肉
と兩國合體あり日本交易せし故銅貨百四拾萬斤
兩國等分、收納せし、又其後代物減少の故命下
りて百貳拾萬斤とあり、西貢收納六拾萬斤元とあり

りてよりイギリス不承知より、是必和蘭惡意故合
て日本ニ賄しかる命下りたるを以つて、已れ獨利
を貪るあらんとえ、本日本交易する事イギリスの得
意あれとも彼ヲ頼み、任せ日本に連行多、あるは、
然るに已獨り利をばんとする事不届あり、以後日本
より、積取不の銅貨拾萬斤不届イギリスに上納せ、
なる命下り、左なきに於て、本日本交易館取戻さんと
云たり、事備起り諸厄利亞亞波爾杜瓦爾を攻む、
の都會アンスティンダムの港ハ、長さ一里の大石垣海上
馬出りのぬくに築き、其上大銃を備へ、左右を廻り、

船の入りより捕虜して外寇乃備へをふし、
容易に犯す事有らばと頼居たりし、
スより至極乃大船数艘を出しアンステルダムに
送の沖に船を傷み、数日送る内一日大風に暴
満船に帆が張り一時もせ付火薬が以て焼立
る備石垣の長堤が崩れ、渚に乘揚り一同の上
陸して攻戦し和蘭敗て、
デー子マルカを攻むるに於て兩國皆イギリスの
旗下降りて屬國同様に入貢する也
和蘭の都アムステルダムが攻る旨日本に書上る馬

和蘭船寛政十一己未年夏五月十三日ジヤガタ
ラ出帆同年六月九日長崎に日敷二十六日にて里
敷一千二百五十八里渡海本國の模範城作る文言
の内去己年申上り通諳厄利亞國をり阿蘭陀
國に大軍勢押寄及合戦し且又佛狼察國と都ル
格と一校仕りユス國と及合戦し其外歐邏巴諸國
今以不穩の旨追々咬啗吧表に申越り

右ハ本國アムステルダムより咬啗吧の交易館
ゲ子ラル方に申越し、
惣司と云義也。
西洋高船原始

文政十二年十一月於大坂切支丹宗の者六人磔

不行^{泰平}年表

文政十二年己丑十二月五日

揚州西成郡川崎村

京屋新助同居母

其方儀京都住居之節女之懐成外し人を驚し秘

の奇瑞或顯一度との初念のふ好遠よりきぬ中初つ

ぎ御作の吳術之妄初切志丹の邪法と仰ふ承其好其

内実稍為明神下し其儀と既承知下其在きぬ

身子にお成ふ初心執り逆井お又ハ流ニ被浴水程中

ハ山くおそりしき場所ニ被越心成あらし其後きぬ中

合尚表に引越同人とお場借宅明神下し託一人集

被る其其節邪法の傳授未信する以承之儀ニ付病氣

加持吉凶未然之り疑察弊死亡新助或妻奴方之始終

互見右加持判断明し一貫ひ居り内身心成苦しめ親

難の修りを信ふ初心にお成り舟嚴科ニ引り其白状

被り其方之誓を誥謝本像天帝之律を念し其陀

羅尼を唱振り解病氣加持金銀等或集め修治不及

中未然之り共心中に浮み可お知との儀追妻奴より

密授傳り後追へ何事も見通し本来の有り同志の者
對其業の場不そ邪法を可弘との巧みを以竊に當時
其居宅借交ふ七女房八重の既子身子較し勅花
并と執不思議の事と見せお驚き較傳伏し有り其方
京都寺人の隠居と申す一病者又ハ難儀の者を救へ上
較繁業の振修治之法をお弘の趣を以右三人の者色
くと申す勅を置て方依天帝を念しハ傳法に通し
較傳りハ付人の心を失ひ遇分の金銀袈裟衣類若し
右を掠取洩りハ死罪に當りハ神四討可象者の一札を
右の者之内よりハ重の竊に其重其上掠取ハ金子之

内師恩報しとて其女に配分余ハ勅花ハ重ハ俱
を以捨刺以止歸依可為較手候ハ為以掠取ハ金子ハ
難儀の者共以可救と巧みハ名目以ハ掠取候子忍
公儀仕方女之才合まてハ大擔之至り重ハ不届玉極有ハ
坂三々町中ニ引込之上磔に物ハ

天満龍田町
播磨屋辰藏同居

其方儀京住ハ其女ハ懐妊外ハ奇妙生身を以行ハ

度と初念之心は遠より明神下への依を勵みしる者も後
隨身言初一切支丹邪宗と不存り共秘方傳授可
受と不動心之修行逆井水又ハ流る後流る中ハ
物幽き山くはるり心城ありし流る不動心にお成りは
まつき切支丹修治法の軍記より傳授後ハ中ハ修
藏科工の行り共白狀被り後方之振云故誥神文之
心得成以て軍記所持り天帝之画像被り指の血を
画像にそき熟右故念しハ陀羅尼の唱振其餘病
氣か持金銀亦集り被りも不及中未然之事も心中
浮みおれ知よの依道もまつき傳授後ハ後修行

さの中効身子いしく其言登山汲水斗を叩え
是未傳法ふ被り乃中合尚表に引越さのとお隔
借電被り其方依も時種下と号し人集めいしくは
方々集り病氣か持言出未然之を始終死亡救助を
もつて頼越し其方陰に成邪法修治成以てか持判断
被り儲を配當し其方又さの執心厚く不動心の
執り未信成又扁脈を被り書物につきより傳法
を通しさの中持又被傳授りより同人依終り邪法
道八重を先きい無跡形依中か持ホ効人之心
を失ひ過分金銀被り衣類指出振成り者を採取

師恩報しとして新助を以て其方にお贈り尚又
三つ妻被配當り姑孫ころハ兼る三つ妻も合才あり
邪法をもお弘捺る金ホハ先捺り次才師匠にお
送り三つ妻にお被りユミに當り其上高地に引越し
夜就并赤き懐小児之病氣か持いくし是れ手續きを
以て夜就名前にお奉り候承知し趣當時借宅偽
の家号名前を指出し府 後就他所に於て兩人あり
おや仕方被り候不恐 公儀仕方女之才をみて大
権之より重く小届玉極く有大坂三々引廻り上磯之
京都八坂上町

京都八坂上町 陰陽師 豊田三つ妻

其方儀女之懐を外しふ思儀之事を行ひ人を敬ふし
都鄙之名を上げ候との初念の心得遠より 稻荷
明神 卜しと戯回振お働きのよき方え出逢れ
死亡軍記儀嚴密他言を指す妖術を以て其方姑妻
存ん若の姿を見せ有被感ん其最切支丹之邪法
と承承り得共軍記怪事之秘き傳法を傳授可文と夜
中 隠し海水を越し心を占りし以上天帝之秘法と
中 成承り銀子指し軍記所持し天帝之秘法之画

像代取一神文三心指紋指し血を画像こそぎ魚ヶ
右を念じ陀羅尼の唱振其餘病氣加持金銀木
葉の修治不及中 妖術中の中文を密授文は後
浴水登山不動心之波修り新の家宅を撫り神下
之託一渡世を始す軍記指図とて異あり神号を取
扱山神骸骨之指振神号といふ一其上深物と異
彼如付天帝 画像代り仕担る之像画表具波所
指進之病氣加持 吉凶之判断の才 以哉きぬ是
為秘術更度中以存電山流水之修修を教之不動
心哉又極之振言を授し軍記代頼きぬ天帝の画像

元血代そき加けさせ後上軍記より傳法を通し行
又きぬ密授以上同人よりまじくさのへ及傳授同人
之邪法に通じ於南表弟子を振へ先々毎跡形共
中 偈加持未をぬ勅人之心を未未の指振る是等の金
銀淺衣振を振取さのより 在金子をきぬ 致配南
二月同人偈と師恩教と中ら方へ在し肉代お送り
貫指上さきの振取れ金子し依ふ存との中分振取れ
萬るきぬと中合弟子之邪法を振振取れ金子先振取
弟之師匠に送り首、お致、振巧く、尚り其上最初とき
振取同人娘と記す才へ隨身修り不波れを憤り人外

波打楹まゝを弄く色哉活永場通行怪変後波
一其上母兄波乾髪はた足拵不救自却而年来天
帝を念ふ 邪法の修治を以て病氣加持未波し増通
見通しと此呼ぶお意し栄耀 吾一 始終不恐
公儀仕方女の身分までお而大擔く玉り幸く不届玉
極三付大坂三河口廻り上磔 眞元

按河西成郡曾根崎村

後井右門事

伊良尾

桂苑

其方伎関関之秘度心得遠より生言宗呪文亦尋み
歎兵矢を致修治く均大現功無し迂遠存し軍記及
お詠後支振群し事業を遂も金子堂より而秘叶
邪端之惑ひ嚴科、此行は白状波召致し神文血判
軍記にお渡天帝 画像を扱一 名を念下り陀羅尼
の唱振活永、修行未を傳扱更切支丹存軍記より
講釋中承り右宗門共邪より 正教、入後扱一已
の才芳を付伝仰存在後次才女房より始終押包
軍記方へ折り飛越し其を醫用する京都へ波往未後
神、取後且軍記中合同人の師匠形より一みつぎより

酒宴振廻を更其後も遂に海水不波りとも致其天
之祀一 天帝を念一 以上六指病之困り修り難出来
及老手後懐疑との後ハ難利有始終不恐
公儀仕方重く不届至極に付大坂三町中 川廻
し上礫之趣ル

松山町

高尺九

平花 四十八年

其方後法戒難保故還俗後在素し修学修り長
老格違致登職ハ身分之正邪ハ別難出来上不敵

根生之よりハ遠死軍記講釋を当せり切
支丹ニ付巾制禁ヲ菊 書人若述書才 義理を不
存儒佛も可及後無し指一已了管哉付嚴科ニ此
引ハ亦白状不中旨執云を被し 軍記所持之天帝の
画像を被し指の血をそぎ加け右を念一ハ陀羅尼
の唱振浴水亦の儀迄秘授交呈被所望ハ妖術を
案記未断ハ存沐感ハ被易道傳授交ハ問ハの聲
と女房ハ偽し我を中渡し始儀切支丹の儀ハ押 包
珠ニ軍記未考ハ被越ハ留主中 妻の子也縁立引交被
一 是以上以度吟味ニ付軍記自筆ありは女と中成一ハ

天帝の画像焼捨り上へ衣食の手当糶出奉り府派
水御打不遂乞情深く天帝念り心散散後
悔ホし倭難を拜右姫路不忠 公儀仕方重く不
届至極有 大坂三ノ川上 磔之 御

堂島船大工町

同本屋武院

代判平右場方同居

願院

其方倭死亡軍記と交り天帝祭耶之稜の書籍未を同
人より譲交り倭事ととも大坂に於て珍貴書籍哉嗜法

制禁と有心得邪之蘇の書籍を求置醫學修りの助
枝度迄今以不持在在り身并中内之題號を付耶蘇
の著述抄と掲ぐ其上居所不知旅傳より画の寫本を黄
文に比尋一神經以得心底法制林を不用股不忠
公儀仕方重く不届至極有 大坂三ノ川上 引廻り之上
磔之 御

軍記と中老唐津浪人水野軍記以考一件吟味不
お茶己前被病死京都之葉書より中老一件 願院
吟味 或同人師匠と中倭分明有仕至、可お茶
續りて京都の墓不堀出りて年事お茶倭府族

骨る已右取捨成事

日本の記

但一千八百三十九年に刻せる和蘭齋函二百

一葉に見ゆ

日本の事の歐邏巴人^ニ志れ来るハ一千二百餘年
の頃支那を奪えたる大汗^{按ニ元の世祖を云う}に之^ハ久しく在仕
せ^ハ勿^レ搦^{チヤ}桑人^{マルコ}ポ^ロヲ口を其嚆矢とに但^ハ
以人^ハ親しく自ら其地^ニ至りしにハ阿^ラビ人
ハ日本^ハ名哉某生の説^ニてヤハンスシ^{ヘン}キ^ユ
エと呼び日乃昇り出つる傍^ニ在^ル國土と云へる

義ありと云へる考^ニ本^ニつ妻是を名つけてシ^ハ

ンコと書きたり其後岡龍^{コロン}ハ歐邏巴^ハ西方^ニ新

世界^{即^チ米^里堅^{ト云フ}}を見出さんと志せ^ハガ巴^ハ航^ヲ向

く極支方角^トハ日本^ハ全く東西^ノ遠^ハひ阿^ラビ^ト

と彼が意見にてハ西^ノ方^ニ船^ヲを出^スは終^ニ必^ズ東^ニ

遠^リ出^ツる事^疑なりと思ひ^タれバ^ハバ^ラコ^ロガ^シ

パン^コの記^ヲを見て大^ニ悦^ビは國^ヲを求^メ出^スさん

とする志^ヲを興^シ多^ク其^ハ初^メ次^ノ航^海の^トき^古巴^ハ

^{中^ニ米^里堅^ニ在^ル島^ノ名^ヲ}を以て^テ「マルコ^ロ」^ガ所^謂「パン^コ」

也^ト思^ヒ誤^リ多^ク同^年^{本^ニ注^ス千^四百^九十^二年}熱^ル瑪^ニ亞

の地学家の造る地球儀ハ「シパンコ」を以て
カープヘルヂセ島鳥鬼国ニ在リ録の西を距る處と
頗る遠き地ニ置るなり然るに未だ幾バくあるに
閣龍ハ更に其地を精査し其初見の得りを
曉り多り千五百年の末の地ニ及びホルトカル葡萄牙人始て
喜望峯を繞りて東印度ニ通ずる海路を發明せ
し後其國人東方諸國及び諸海を縱横し尋訪ひ
しに千五百四十二年葡萄牙の海客難風ニ遇ひ
て日本の一有名の港ニ漂着せしが土人丁寧ニ
其人を款待せり此れ二百年の前ハ以て西へ外國

よりの通商甚嚴なるさりとて故に葡萄牙人を
け好機會を失はず已れが國の交易を弘め行も
んと力を殫せしありから千五百四十五年日本
の一少年東印度西岸の地名に在りて耶蘇ヲ入り
者ありて二三名の耶蘇會士を伴て本國ニ歸り
其法教を弘め志めくり初め乃程其法教亦信
從する者少かりしとて會士志益堅く精を
凝し力戦ありて少くも獲居る心あり專其法
教を説きたりしと遂に百雜ヲ打克ちて今ハ
遍く國中に其居處を占先日本身ニの大都會也

果ニヤコに規制宏壯なる會堂を造営するに至
れり同時に二三の葡萄芽國乃商人を以て地方に
居住して土人も婚姻を結ひ一心を親しく交り
けり然るに葡萄芽人北洪福次身こ坊をするに
隨ひ今今ハ以て國人の威勢と次第に嚴重に此れ
を取扱ふ所となり終ハ日本人と外國人との
親睦の交り破れて互に相讎するに至りや國の
古来の制度及び其固有の神佛を信する日本人
を傲慢なる葡萄芽人と其法を仰ぎ信する法徒
とを忌嫌ふ心を生じられバ國中にて速に徒黨

ニツト分れ迭々相讎敵する事とあり然るに
和蘭人嘆咭喇人を以て罽隙を棄てて葡萄芽人を
逐逐けて日本の交易の一半を我有となさんと
思ひ力極めて其策を行ひしハ遂に其志の
如く百事順成し兩國の人今ハ平戸島に高館を
置いて交易の爲にすまきり
然ハ所れと和蘭國人は邦にて交易を許されし
後ハ速に耶穌教法を禁し歐邏巴北風を世子弘
むるを停止し多り千五百九十年に及てハ早く
既ハ葡萄芽人及び其教を以て法徒と土人此古

よりの神佛を信する者との間戦闘おきて性命を殞する者多かりける然き共二三のフランシスカ子ル宗の僧徒の狂愚なる言念は國の政堂の怒り觸る大となきあゝ未だ耶蘇徒を日本より去り放逐せんとすでの評議に及ばざりしあり抑け僧徒を瑪^マ泥^ニ呀^ヤより来りし深智阿系耶蘇會士の傲戒をも此帝國の制禁をも構て其宗門乃寺を建て公けよ「ミヤコ乃街まで説法を始免たり其説法の正大たるを証せん」とてハイフルの古經典類を引き上帝を仰き号んで其教

よ順布とハ世間王道人偏より甚一かろく
〜と説き升天の洪福を膺うんとする一心より
矯傲の説を吐き他の古典を見えたる教戒を去
く打忘れ智ある者と蛇の如く順なる事鳩の如
くなふ此古説は背き日本人は効免て佛像を破
り寺を焼く志む此く横切を為せし以来葡萄茅
人及び耶蘇會士の控勢頗る衰布志かして耶蘇
教を存する土人の嚴しく蹤跡せうれれハ遂
に大に怨を懐き寧^ニ己^ニら子牙^ニ惨毒^ニなる死刑
に處せらる共活てハイデン宗天竺の故奉する

に優きりと云ふは、ふまきり、然るに其頃和蘭人
ハ葡萄芽の船一艘を奪ひ取り、日本北高尖
の人より葡萄芽王に贈る書一二通をばり、
ウバ平戸にあり、セ子ラルルル督、おれを帝に呈し
る。此書讀みて葡萄芽大望を企て、全く其國家
を傾覆せんとす。臣謀頭まじ、ウバ書牘を贈り
一人を生捕となりて死刑に處せられ、其後直は
千六百三十七年、ハ帝家の嚴令下りて、外國人
をハ一切其國に入るを禁たり、其嚴令方
今に至るまで、緩む事なく、其内地、居き、葡萄芽

人ハ支那に在る其國の所領澳門に放逐し、耶蘇
教に入る土人の教を考へて生捕られ、耶蘇僧徒
の隠伏せる者を搜し、坊々人をバ、褒金を賞賜す
。應支を約し、土人の耶蘇教を存する者ハ、其國よ
り遂出すべき命あり、是外國人を嚴刑に處して
決しておれを畏し入れさると同じ、道理をば
かり、此号令をばり、後教年の日本の耶蘇徒一
揆を企て、兵器を操りて島原の側なる古城に取
籠り、命あり、限りハおれを防ぐんと志くり、
る既りして、帝家ハ、和蘭人の教法を以て、傳

へんとの望なく獨り交易の爲にのみ渡海し來
きた者なればこれを改歷と呼出し今度の一揆
を誅戮する援兵となりて彼敵を討ち助け忠信
ありて賊心を洗すべしと命せられし和
蘭人の固より少く不快を懐く處支道理なく世
權はれも法擅すも少くも關係する心あければ忝
きすを對えりかくて我國人を軍艦を島原
に向けて逆賊をして困迫して城を落去するま
て攻たりしれは速に一揆亡滅ししり此騒亂の
間日本人死する者四萬人と云ふ六百三十八年

小長崎港中に在て一橋を以て往來を通せり一
小島の出島を賜りしり此島を爾來和蘭の管
轄となり佛蘭西の掠奪ポナバルテの時をいふに遇し時
凡そ地球上和蘭の旗を建たる地の多く佛蘭
西嘆喑喑に奪われしりとも此島のみは何の
障りもなく本國の旗を掲ぐたり然れ共外國
人を敢て一步も日本の岸塘よみ足を容る事
を許さざりし然れ何れと日本國の交易ハ些少
の事にて毎年唯二艘の船を通するを許さるれ
ど多くハ一艘を「バタビア」瓜哇の和蘭より出島

に遣りて銅水蠟樟腦二三の漆器及び其他の雜
貨を交易するのみあり然るに高館に於て付合
雜費ハ頗る鉅大なれば吾們竊に謂らくたとい
此土の高館を毀ち傷るとも國計に於て甚大な
る減損のありざるを願ふ

千六百四十年に至りて葡萄芽初め失ひ威權を
復せんと思ひ同勢七十人の聘使を澳門より仕
立て日本へ遣りたり帝家は歐羅巴にて使者
を取扱ふ寛宥ある法度を省み次を捕へて大
れを殺し僅に十二三人を送りて去るは令りて

云へらくたとい葡萄芽王自ら來たり日本
の地に大胆に足を入れバ同く死刑に處すべ
し一伐中達し小船に打のせて遂に放ちたり
爾來葡萄芽の沙汰ハ終に復すを願ふ
の平戸に在る者其後志らくハ交易を奉とせ
しに千六百二十三年遂に是を毀ちぬ千六百七
十二年に及て再び日本と交易を取結ばんと求
めし其願ふを遂に事能はさるるなり
近二百年來日本の事につて色々の状態を世に
弘免しハ毎年出島より江都の帝に聘はる使者

此見ゆせし内地の風評及び奇観を蒐輯せし功
に因らざるハナリ此蒐輯ハ就中三箇の醫人の
書記する所あり但しハ三人ハ時を同ふせされ
とも皆和蘭の高館ヨ来り伯一同く聘使ヨ伴ひ
て旅行を為せり其人ハ「ドイツ」の「スエーデン」
ルツケムヘル「フランス」の「スウェーデン」
「チニンベルグ」の「名」及び「ドイツ」人「フランス」
「シールボルト」姓名ありハ三醫生ハ他邦の産あれど
皆和蘭ヨ来り仕りあり「シールボルト」ハ別して千
八百二十三年政六年癸未より同二十九年文政十三年己丑まで日本ヨ逗留

一時其國ヨて獄ニ送られ多り一が切要ヨ
て且新殊なる事物を採輯して大業を為し大ニ
其書籍圖書肖像金貨諸学科の品物奇特なる産
物残贖し還れ又「ライフル」メー「ル」フ「イス」スル
及び耶蘇會士「カル」レ「ホイ」キ「ス」の二人も日本の
事を記したる参考の書を著したり此外ハ千八
百十一年日本に囚れとなきる俄羅斯ロシアの甲必丹
「コ」ウ「エ」ニも「ヨ」日本の紀事を作りたり扱又
新ニ日本に詣んと思ひ立ちころハ「米里堅」の高
人等ヨて澳門に艦一世又知きるゲめく破船の

難く遇ひ奉る七人の日本人を本國ニ送り致さ
んと志し奉るが其志を所終り全く遂る事なし
されが為り仕立する船ハ銃礮等の兵器をも傷
へされ「モルリツ」ト名つくろ船を船中ニ
ハ有名なる弘法使者「ギユツラツ」人を見せし
り天保八年丁酉千八百三十七年八月三十日江都此港ニ着岸
此港に受り浦川の港ニ船を進めしが烈しく
彈射せられられ帆を何れも事能はず
和蘭寶
函鈔

難と過ひて七人の...
んと志し...
おれが...
八...
有名...
天保...
千八百...
八月三十日...
江都...
弾射...
帆を...

